

守谷市地域防災計画

(地震災害対策編)

平成31年 月

守谷市地域防災計画改訂（改定・修正）履歴

守谷市地域防災計画（地震災害対策編）

番号	改定・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要
1	全面改定	平成 30 年 4 月 7 日	10 年ぶりの全面改定
2	改定・修正	平成 31 年 月 日	守谷市避難行動要支援者登録制度実施要綱改定等に伴う改定の他，修正 5 件 また，改定・修正履歴及び指定避難所の追加
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			

目 次

第1章 総則

第1節 地域防災計画（地震災害対策編）の概要

第1 目的	1-1
第2 計画の位置づけ	1-1
第3 県地域防災計画との関係	1-1
第4 計画の修正・見直し	1-1
第5 用語の意義	1-1

第2節 基本方針

第3節 市の防災環境

第1 自然環境の特性	1-2
第2 社会的環境の特性	1-2
第3 震災の歴史	1-3

第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱

第1 守谷市が処理する事務，業務	1-5
第2 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務，業務	1-5
第3 常総衛生組合が処理する事務，業務	1-6
第4 茨城県が処理する事務，業務	1-6
第5 指定地方行政機関が処理する事務，業務	1-7
第6 自衛隊が処理する事務，業務	1-9
第7 指定公共機関が処理する事務，業務	1-9
第8 指定地方公共機関が処理する事務，業務	1-11
第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務	1-12

第2章 本計画策定上の震災と分析

第1節 地震の想定

第2節 被害想定

第1 建物被害	2-2
第2 人的被害	2-2
第3 ライフライン被害	2-2
第4 生活への影響	2-3

第3節 不足する人力の概要

第1 消火活動	
第2 救助活動	
第3 医療救護活動	
第4 重症者の搬送	
第5 応急仮設住宅	
第6 し尿量	

第3章 地震災害予防計画

第1節 震災対策組織と情報・通信ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織整備	3-1
第2 相互応援体制の整備	3-2
第3 防災組織等の活動体制の整備・育成	3-3

第4 情報・通信ネットワークの整備	3-5
第2節 地震に強いまちづくり	
第1 防災まちづくりの推進	3-9
第2 建築物の耐震・不燃化の推進	3-10
第3 土木施設の耐震化等の推進	3-11
第4 ライフライン施設の耐震化の推進	3-12
第5 地盤災害防止対策の推進	3-15
第6 危険物等施設の安全確保の推進	3-16
第7 文化財等の保護の推進	3-17
第8 事前復興対策の実施	3-17
第3節 地震被害軽減への備え	
第1 緊急輸送手段の確保	3-18
第2 消防、救急・救助活動の強化	3-20
第3 医療・救護活動の整備	3-22
第4 被災者支援のための備え	3-24
第5 避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え	3-29
第6 帰宅困難者の安全確保のための備え	3-33
第7 燃料不足への備え	3-35
第8 廃棄物・汚水処理への備え	3-36
第4節 防災教育・訓練	
第1 防災教育	3-38
第2 防災訓練	3-40
第4章 地震災害応急対策計画	
第1節 初動対応	
第1 職員の配備と動員	4-1
第2 災害対策本部等の設置等	4-1
第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告	
第1 情報の収集・伝達・報告	4-1
第2 被害情報等の収集・集約・分析	4-2
第3 通信・情報手段の確保	4-2
第4 広報活動	4-2
第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援	
第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	4-2
第2 応援要請・受入体制の確保	4-2
第3 防災関係機関等との連携	4-3
第4節 被害軽減対策	
第1 緊急輸送手段の確保	4-3
第2 物流拠点の確保・運用	4-3
第3 消火、救急・救助活動	4-3
第4 医療救護活動	4-4
第5 対応能力向上活動	4-4
第6 財政措置	4-4
第7 燃料確保計画	4-5
第8 二次災害の防止策	4-5

目次

第5節 避難対策	
第1 避難・誘導	4-5
第2 施設利用者の安全対策	4-5
第3 避難所運営	4-5
第4 避難生活における健康の確保	4-5
第6節 被災者生活支援	
第1 被災者への広報活動	4-7
第2 生活物資の供給	4-7
第3 要配慮者支援対策	4-7
第4 応急教育・保育等対策	4-7
第5 災害ボランティア活動支援	4-8
第6 帰宅困難者対策	4-8
第7 ペット保護対策	4-8
第7節 災害救助法の適用	4-8
第8節 応急・復旧・事後処理	
第1 住宅応急対応策	4-9
第2 ライフライン施設の応急復旧	4-9
第3 清掃処理	4-9
第4 交通の確保・障害物の除去	4-10
第5 行方不明者搜索	4-10
第6 遺体処理, 火葬, 埋葬	4-10
第5章 災害復旧・復興計画	
第1節 被災者生活の安定	
第1 り災証明書の発行	5-1
第2 住宅等被害認定調査	5-1
第3 災害義援金品の配布	5-1
第4 被災者支援対応	5-1
第5 生活資金の支給・融資	5-2
第6 被災者生活再建支援制度の適用	5-2
第7 中小企業等の再建支援	5-2
第2節 公共施設の災害復旧	5-2
第3節 激甚災害の指定	5-2
第4節 復興事業の推進	5-3

第 1 章

第1章 総 則

第1節 地域防災計画（地震災害対策編）の概要

第1 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という）第42条の規定に基づき守谷市域に係る防災に関する事項及び業務について、関係機関等の協力を含め総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し市の安寧の確保、秩序を維持することを目的とする。この際、各地区の防災力の向上に配慮する。

第2 計画の位置づけ

この計画は、法第42条及び災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、市域に係る災害及び救助等に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の実施を目的とする計画として位置付ける。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）及び茨城県国土強靱化計画に基づき防災対策の推進を図るものとする。

第3 県地域防災計画との関係

この計画は、県地域防災計画と内容が共通するものについては県の計画を準用し、市がなすべき事項については国及び県の指針に沿った上、本市の実状に合わせて作成する。また、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等、他の計画との整合を図る。

第4 計画の修正・見直し

この計画は、法第42条に基づき毎年検討を加えるとともに、必要あると認められるときは修正を行う。

第5 用語の意義

- | | |
|----------|---|
| 1 市 | 守谷市 |
| 2 県 | 茨城県 |
| 3 市防災会議 | 守谷市防災会議 |
| 4 市防災計画 | 守谷市地域防災計画 |
| 5 防災関係機関 | 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公益的法人、公共的団体、施設管理者及び自衛隊 |
| 6 市消防団 | 守谷市消防団 |

第2節 基本方針

市は、災害における被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、総則、本計画策定上の震災と分析、地震災害予防計画、地震災害応急対策及び地震災害復旧・復興対策を含ませ総合的に計画する。この際、「自助」「共助」「公助」が三位一体となった安心・安全のまちを目指す。

第3節 市の防災環境

第1 自然環境の特性

1 位置、地勢及び地質

(1) 位置

市は、茨城県の南西端（東経 139 度 58 分 32 秒，北緯 35 度 57 分 05 秒）に位置し，東京都心から 40 km 圏内にあり，東は取手市，西は常総市，北はつくばみらい市に接し，南は利根川を挟んで千葉県野田市，柏市に相対した，東西 7.5 km，南北 7.2 km，面積 35.71 km²の市である。

(2) 地勢

市は，利根川を挟み茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地である「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の東先端部に位置し，江戸時代に行われた利根川東遷工事及び鬼怒川開削工事により，3 方向を利根川，鬼怒川，小貝川に囲まれた島状の地勢となっており，平均海拔はおおむね 20m である。台地面は樹枝状の谷の分布が著しく、複雑な地形面を形成している。また，市内全域で宅地開発が進められている。

(3) 地質

台地は洪積世の堆積物により構成されるが、台地表面は関東ローム層で覆われている。利根川、鬼怒川等の河川沿いや樹枝状に発達する谷沿いの低地には、河川によりもたらされる土砂や浸食二次堆積土が分布している。

自然堆積したローム土は、安定しており比較的大きな強度が期待できるため、表土部分に注意すれば住宅地盤として良好な場合が多い。しかし、ローム質土が再堆積した場合には、地山であった場合に比べると極端に強度が低下するほか、土工の際に含水飽和状態で締固め施工をすると、十分な締固めが不可能な状態になるため、注意を要する土性である。

第2 社会的環境の特性

1 概要

市の社会環境は，昭和 30 年 3 月守谷市の前身となる守谷町が誕生。昭和 41 年，首都圏近郊整備地帯の指定を受け，住宅公団や民間による大型宅地開発が計画された。昭和 50 年代には，常磐自動車道が開通，都心直結の道路網や都市基盤整備が進み，昭和 60 年代に工業団地を含めた新たな区画整理事業が着手され，都市化が急速に進み，人口増加に伴い，平成 14 年 2 月に市制施行された。

また，平成 17 年につくばエクスプレスが開通し，東京都心 40 km 圏内という立地条件もあり，居住環境の変化，地域経済の変化など，守谷の発展に拍車をかけている。

このような市の社会環境の変化は、災害形態の多様化・複雑化に結び付き、単なる自然現象としてとらえられていた災害が、次第に人為的・社会的要因も含むものに変化しつつある。

2 人口動態

市では、昭和後期の南北両団地及びみずき野団地の入居開始、さらには平成 17 年のつくばエクスプレスの開通に伴う分譲マンションの集中的な供給増加もあり、これまで人口増加基調が続いており、おおよそ 40 年間に、4 倍以上に増加し、さらに少しではあるが増加傾向が続く、その後、減少傾向に転じることが予想されている。また、将来的には、市においても深刻な少子高齢化社会に突入することになる。

第3 震災の歴史

県における過去の地震及びその災害の歴史について、明治以降の地震を対象に「日本地震総覧」及び県の資料等により下表に整理する。

明治以降の震災としては、大正 12 年（1923 年）に発生した関東大震災が挙げられ、この時の茨城県南部の震度は 5 弱～5 強であったとされる。

さらに、地震災害の履歴から、県内を震源地とする直下型の地震災害では、明治 28 年（1895 年）の「霞ヶ浦付近の直下型地震」M（マグニチュード）7.2 及び大正 10 年（1921 年）の「龍ヶ崎付近の直下型地震」M7.0 が発生している。

県の地震被害（明治以降の地震）

年 月 日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
1894.9.20 明治 27 年	7.0		東京湾 北部	4	東京湾北部の地震。県内の被害不明
1895.1.18 明治 28 年	7.2		霞ヶ浦	5	鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で震度 5 で被害が大きく、県内の被害は死者 4、負傷者 34、破損した官公署 41、全壊家屋 53、破損家屋 1,190、破損土壌 375、塀破倒壊 76、煙突崩壊 33、亀裂他 49、橋梁落下 2、泥土の噴出したところも多い。
1896.1.9 明治 29 年	7.3		鹿島灘	4	水戸付近から久慈川と那珂川沿岸において家屋土蔵の小破あり、弱い津波
1897.1.17 明治 30 年	5.6		利根川 中流	南西部 4	利根川中流域で壁に多少の亀裂、結城郡宗道寺村で土蔵壁に亀裂
1921.12.8 大正 10 年	7.0		龍ヶ崎	局地的 5	龍ヶ崎で墓石倒れ、田畑・道路に亀裂 千葉県印旛沼、栃木県でも被害
1923.1.14 大正 12 年	6.1		水海道	一部で 5	家屋小破数軒。東京でも被害
1923.9.1 大正 12 年	7.9	関東 大地震	相模湾	一部で 5～6	死者 5、負傷者 40、全壊 517 戸、半壊 681 戸、県南部を中心に被害、取手等で液状化
1924.1.15 大正 13 年	7.3		丹沢山 地	一部で 4	県内詳細不明
1930.6. 1 昭和 5 年	6.5	那珂川 下流域 の地震	那珂川 下流	5	水戸で煉瓦塀が倒れ、久慈で崖崩れ 1、倉庫傾斜 1、煙突倒壊 1、鉾田で石垣崩れ、石岡で土壌に亀裂、真壁と土浦で壁剥離、神社の灯籠の頭落ちる。

第1章 総 則

年 月 日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
1931.9.21 昭和 6 年	6.9	西埼玉 地震	埼玉北 西	東部 5	負傷者 1, 非住家全壊・半壊・焼失が各 1, 煙突倒壊が 1
1938.5.23 昭和 13 年	7.0		福島県 沖	一部で 5	煙突倒折 5 本, 小名浜で津波観測
1938.9.22 昭和 13 年	6.5	鹿島灘 の地震	鹿島灘	水戸で 5	僅少な被害
1938.11.5 昭和 13 年	7.5		塩屋崎 沖	一部で 5	煙突倒壊 5, 磯原で土蔵倒壊
1949.12.26 昭和 24 年	6.4	今市 地震	今市	北西部 4	ほとんどなし。
1974.8. 4 昭和 49 年	5.8		南西部	局地的 5	ショック死 1, 負傷者 1, 震源地付近で屋 根瓦落下 10 数軒
1978.6.12 昭和 53 年	7.4	宮城県 沖地震	宮城県 沖	4	ほとんどなし。
1982.3. 7 昭和 57 年	5.5		東海村 沖	局部的 5	県庁三の丸庁舎で窓ガラス 90 枚割れる。 東海村役場で, 窓ガラス 10 枚割れる。 日立市でモルタル壁が剥がれる。
1983.2.27 昭和 58 年	6.0		藤代町 付近	南部で 5	龍ヶ崎市で負傷者 2, 藤代町で屋根瓦が落 下, 江戸崎町で石塀が倒壊, 荃崎町でブロ ック塀が倒れる。利根町・河内町・新利根 村でも軽い被害。取手市で水道管破裂 2, 道路被害 2
1987.12.1 7 昭和 62 年	6.7	千葉県 東方沖 地震	一宮町 沖	東南部 5	神栖町・東村で傷者 1, 水戸市・取手市・ 桜川村・河内村等で家屋の一部損傷 1,055 棟。取手市・牛久市・鹿島町・東村で水道 管破損。利根川下流で液状化現象
2000.7.21 平成 12 年	6.4	千葉県 沖地震	千葉県 沖	5 弱	県内で屋根瓦の落下 2 棟
2002.2.12 平成 14 年	5.7	茨城県 沖地震	茨城県 沖	5 弱	県内で負傷 1, 建築物被害 12 棟
2002. 6.14 平成 14 年	4.9	茨城県 南部 地震	茨城県 南部	4	県内で負傷 1, 建物被害 8 棟, 塀倒壊 5
2003.11.15 平成 15 年	5.8	茨城県 沖地震	茨城県 沖	4	県内で負傷 1
2004.10. 6 平成 16 年	5.7	茨城県 南部 地震	茨城県 南部	5 弱	被害なし。
2005. 4.11 平成 17 年	6.1	千葉県 北東部 地震	千葉県 北東部	5 強	被害なし。

第1章 総 則

年 月 日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
2005. 8.16 平成 17 年	7.2	宮城県 沖地震	宮城県沖	5 弱	被害なし。
2005.10.19 平成 17 年	6.3	茨城県 沖地震	茨城県沖	5 弱	県内で負傷 1
2008. 5. 8 平成 20 年	7.0	茨城県 沖地震	茨城県沖	5 弱	県内で負傷 1
2008. 7. 5 平成 20 年	5.2	茨城県 沖地震	茨城県沖	5 弱	県内で負傷 1
2011. 3. 11 平成 23 年	9.0	東北地 方太平 洋沖地 震	宮城県 三陸沖	7	県内死者 65, 行方不明 1, 負傷者 712, 住家被害(全壊 2,629 棟, 半壊 24,374 棟, 一部損壊 187,656 棟)
2016.12. 28 平成 28 年	6.3		茨城県北 部	5 弱～ 6 弱	負傷者 2

第 4 節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱

地震災害に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者はおおむね次の事務又は業務を処理する。

第 1 守谷市が処理する事務、業務

- 1 守谷市防災会議及び守谷市災害対策本部に関すること。
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- 3 災害対策要員の動員に関すること。
- 4 防災に関する教育・訓練の実施及び調査研究に関すること。
- 5 防災に関する物資、資機材の備蓄、点検に関すること。
- 6 災害に関する情報の収集・伝達、被害調査及び広報に関すること。
- 7 避難の勧告、指示に関すること。
- 8 り災者の救護処置に関すること。
- 9 災害復旧資機材の確保に関すること。
- 10 被災施設の復旧に関すること。
- 11 被災産業に対する融資等に関すること。
- 12 被災市営施設及び設備の応急対策に関すること。
- 13 清掃及び防疫、その他保健衛生処理に関すること。
- 14 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- 15 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- 16 災害時における文教対策に関すること。
- 17 その他、災害の防除又は拡大防止のための措置に関すること。

第 2 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務

1 消防本部

第1章 総 則

- (1) 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (2) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること。
- (3) 人命の救出，救助及び応急救護に関すること。
- (4) 消防，水防その他の応急措置に関すること。
- (5) 災害時の救助，救急，情報の伝達に関すること。
- (6) 危険物の安全性確保のための指導に関すること。

第3 常総衛生組合が処理する事務，業務

- 1 し尿処理施設の整備，保全に関すること。
- 2 災害時におけるし尿処理等の確保に関すること。
- 3 被災し尿処理等施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第4 茨城県が処理する事務，業務

1 茨城県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練に関すること。
- (3) 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。
- (5) 救助，防疫等災者の救助保護に関すること。
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- (9) 文教対策に関すること。
- (10) 震災時における社会秩序の維持に関すること。
- (11) 災害対策要員の動員に関すること。
- (12) 震災時における交通，輸送の確保に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 市町村が処理する事務，事業の指導，指示，あっせん等に関すること。
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること。

2 茨城県県南県民センター

- (1) 災害に関する情報の収集伝達に関すること。
- (2) 市町村が実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。

3 茨城県取手警察署

- (1) 災害に関する情報の収集伝達に関すること。
- (2) 避難の指示，誘導に関すること。
- (3) 緊急輸送車両の確認に関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) 行方不明者の調査及び遺体の検視（検分）に関すること。
- (6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持に関すること。

第1章 総 則

- (7) 災害警備活動のための通信確保に関すること。

4 茨城県竜ヶ崎保健所

- (1) 医療救援及び助産活動に関すること。
- (2) 防疫, 保健衛生に関すること。
- (3) 毒物, 劇物に関すること。

5 茨城県竜ヶ崎工事事務所

- (1) 河川の保全に関すること。
- (2) 県道及び県道橋梁の保全に関すること。
- (3) 河川及び県道, 国道 294 号における障害物の除去に関すること。

第5 指定地方行政機関が処理する事務, 業務

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。
- (2) 他管区警察局との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 津波警報の伝達に関すること。

2 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設, 整備についての指導に関すること。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

3 関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること

4 関東信越厚生局

- 厚生労働省との連携に関すること。

5 茨城労働局

- (1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- (4) 労働保険給付に関すること。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

6 関東農政局

- (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (6) 災害における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

7 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

8 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

9 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

10 関東地方整備局（利根川上流河川事務所、下館河川事務所）

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に関すること。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (7) 災害時における応急工事等に関すること。
- (8) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (9) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- (10) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（TEC-FORCE）に関すること。

第1章 総 則

- (1 1) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

1 1 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

1 2 東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

1 3 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあつては地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻、突風等に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による市民への情報等の周知に関すること。
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報に関すること。
- (4) 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (6) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

第6 自衛隊が処理する事務、業務

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- 2 災害派遣計画の作成に関すること。
- 3 地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関が処理する事務、業務

1 日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。
- (5) 上記各業務に係る広報に関すること。

2 日本赤十字社（茨城県支部）

- （1）災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- （2）災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
- （3）災害救助の協力，奉仕団の連絡調整に関すること。
- （4）義援金品の募集配布に関すること。

3 日本放送協会（水戸放送局）

- （1）気象予報，警報等の周知徹底に関すること。
- （2）災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- （3）社会事業等による義援金品の募集，配布に関すること。

4 東日本高速道路株式会社（関東支社）

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の実施に関すること。

5 東日本電信電話株式会社茨城支店

- （1）電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- （2）災害時における緊急通話の取扱いに関すること。
- （3）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

6 日本郵便株式会社

- （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- （3）被災あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
- （4）災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

7 東京電力ホールディングス株式会社，東京電力フュエル＆パワー株式会社，東京電力パワーグリッド株式会社，東京電力エナジーパートナー株式会社

- （1）災害時における電力供給に関すること。
- （2）被災電力施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

8 日本通運株式会社（水戸支店）

災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

9 KDDI株式会社

- （1）電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- （2）被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

10 株式会社NTTドコモ

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

11 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第8 指定地方公共機関が処理する事務、業務

1 茨城県土地改良事業団体連合会（守谷土地改良区、高野土地改良区、大野土地改良区、菅生沼土地改良区）

農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

2 一般社団法人茨城県医師会取手市医師会

- (1) 災害時における応急医療活動及び助産活動に関すること。
- (2) 市と医療機関との連絡調整に関すること。

3 関東鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備，保全に関すること。
- (2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

4 一般社団法人茨城県トラック協会

災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。

5 東部ガス株式会社

- (1) ガス施設の安全，保全に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

6 東日本ガス株式会社

- (1) ガス施設の安全，保全に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

7 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業者の緊急出動態勢の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関すること。

- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

8 株式会社茨城新聞社

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

9 株式会社茨城放送

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

10 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。

11 首都圏新都市鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
- (2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務

1 社会福祉法人守谷市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。

2 茨城みなみ農業協同組合

- (1) 農作物の被害調査に関すること。
- (2) 災害時の営農指導に関すること。
- (3) 主要食糧の需給に関すること。
- (4) 災害時の種子の確保に関すること。

3 守谷市商工会

- (1) 工場、商店の被害調査に関すること。
- (2) 生活必需品の調達、供給に関すること。

4 守谷市災害対策協力会

- (1) 仮設住宅，仮設トイレの建設の協力に関すること。
- (2) 路上障害物の除去，倒壊住宅の撤去等の協力に関すること。
- (3) その他災害時における建設活動の協力に関すること。

5 自主防災組織

- (1) 初期消火，避難誘導，救出救護の協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出し，救援物資の配分等の協力に関すること。
- (3) 被害状況調査等災害対策の協力に関すること。

第 2 章

第2章 本計画策定上の震災と分析

第1節 地震の想定

本市において地震により発災する状況を検討し、最大被害状況を想定し結果を整理した。

第1 地震の想定

今後10年で30%、50年で80%の発生確率とされる、茨城県南部地震（相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴う地震で震源を茨城県南部とする）を脅威の対象とし下記の条件で想定する。

1 発生時期

冬期， 平日， 18:00 頃

2 マグニチュード，震度

地震の規模：M7.3 震度6強（最大6.4 ～ 最小6.0）

最大表面速度：最大85kain（cm/sec） ～ 最小60kain（cm/sec）

3 震源

茨城県南部

4 地震速度等の算定法

J-SIS MAP （NIED：国立研究開発法人防災科学技術研究所）（2016年度版）

5 被害想定算定の根拠

以上の条件において「首都直下地震の被害想定項目及び手法の概要」（中央防災会議，H25.12），「首都直下地震に係る被害想定手法について」及び「平成25年度南海トラフ巨大地震による東京都の被害想定」を基に算出した。

第2節 被害想定

被害想定の結果をまとめると、次のようになる。

第1 建物被害

項 目		棟数等（最大）	棟数等（最小）
全壊棟数	木造建物	2,766 棟	518 棟
	非木造建物	154 棟	52 棟
	合 計	2,920 棟	570 棟
半壊棟数	木造建物	4,472 棟	1,791 棟
	非木造建物	406 棟	135 棟
	合 計	4,878 棟	1,926 棟
焼失棟数	全出火件数（注1）	458 棟	97 棟
	全炎上出火件数（注2）	321 棟	68 棟

（注1）：今想定条件下において、全ての出火要因から地震によって出火した件数。

（注2）：上記全出火件数に、市民等による初期消火の不成功率を乗じた件数であり、市民等による初期消火で消せない件数

（全出火件数－全炎上出火件数＝市民等による初期消火成功件数）

第2 人的被害

項 目		人数（最大）	人数（最小）
建物全壊による死者数		140 人	27 人
建物全半壊による負傷者数 （内数：重症者）		1,378 人 (292 人)	417 人 (57 人)
火災による逃げ遅れ	死者数	22 人	5 人
	重傷者数	35 人	8 人
	軽傷者数	87 人	19 人
揺れに伴う自力脱出困難者数		920 人	179 人

第3 ライフライン被害

項 目		件数等（最大）	件数等（最小）
道路施設被害 （橋脚・橋梁）	機能支障あり	4 脚	
	機能支障なし	15 脚	
電気（停電件数）		17,995 件	17,835 件
電話	固定電話不通回線数	14,410 件	14,282 件
	携帯電話不通回線率	50%	
ガ ス		ブロック内即時停止し、復旧日数 30 日程度	
上水道 （総延長 412 k m）	配水管被害箇所数	649 ヶ所	312 ヶ所
	断水率	85%	77%
下水道 （総延長 520 k m）	管きよ被害延長	99.3 k m	

第4 生活への影響

項 目		人数等（最大）	人数等（最小）
避難者数	避難所生活者（注3） （全半壊・焼失+ライフライン）	13,258 人 (6,229 人+7,029 人)	7,655 人 (1,455 人+6,200 人)
	疎開者数（注4） （全半壊・焼失+ライフライン）	7,139 人 (3,355 人+3,784 人)	4,122 人 (783 人+3,339 人)
	合 計 （全半壊・焼失+ライフライン）	20,397 人 (9,632 人+1,0765 人)	11,777 人 (2,212 人+9,565 人)
帰宅困難者数	駅における人数（注5）	1,733 人	
	車両移動による人数（注6）	1,491 人（台）	
医療機能	医療機能	60%ダウン	
	転院を要する割合	50%	

（注3）：自宅等が被害（全半壊・焼失）を受けるか、ライフラインに被害を受け、避難を強いられ、避難所生活をする市民数

（注4）：避難を強いられる市民の内、避難所以外（親戚等、守谷市外等）へ避難・疎開する市民数

（避難人口＝避難所生活者（避難人口の65%）＋疎開者数（避難人口の35%）

（注5）：市外遠方から、つくばエクスプレス及び常総線を使用し、守谷市に通勤・通学等して、震災により帰宅が困難になった人口（守谷市から市外に列車で通勤・通学等している市民は除く。）

（注6）：市外遠方から、車両等を使用し、守谷市に通勤・通学等して、震災により帰宅が困難になった人口（守谷市から市外に車両等で通勤・通学等している市民は除く。）

第3節 不足する人力の概要

第1 消火活動

震災により市内の同時多数地域で出火した場合、常総広域圏内の各地域でも多数の出火が予想され、現在の保有する消防力では、完全対処が難しい。しかしながら、「第2節 被害想定、第1 建物被害」にあるように地域住民等による初期消火では、458～97棟中137～29棟に上る棟数で全出火件数の約30%が消火可能であることが読み取れる。

このことから、地域住民等による初期消火が、減災における最重要な行動であるとともに、自主防災組織等における防災訓練によって初期消火能力の向上がいかに大切で、それが地域住民の生命と財産を守れるかが理解できる。

第2 救助活動

発災時必要な作業現場人員数は次のとおりである。

- ・守谷市の揺れによる自力脱出困難者数：920人～179人
- ・1人当たり救助所要時間平均3時間として、1日・1チーム8時間作業
- ・1チーム6人/1日で全員救出とすると仮定し算出
として救出作業現場人数を算出
 $920 \sim 179 \times 3 \div 8 \times 6 = 2070 \sim 403$ 名

災害時において自衛隊・消防・警察の活躍が報道されているが、阪神淡路大震災においては、自衛隊・消防・警察に救助されたのは約8000人で全体の救出者数の約23%に満たない人数であった。これに比して地域住民等による救出は全体の約77%であった。

これを考えると本想定では、揺れによる自力脱出困難者920人～179人の内の約77%、すなわち709～138人が地域住民の力で救出できることになる。

このことにより、地域を守る力（共助）は地域住民の力であり、それがいかに強いかが理解できる。

そして、その力を自主防災組織における防災訓練等でいかに磨くかで、より強い救助力・減災力になるのである。

第3 医療救護活動

1 医師の治療可能数

（1）医師一人当たりの治療可能患者数

- ・重症者：5人/1医師
- ・中等傷者：20人/1医師

（2）トリアージ等治療以外に必要な医師数

診療所に最低1医師

2 患者想定数

- 重症者数：327～65人
- 中等傷者数：1,173～379人

3 医師の必要数

- ・重症者対応医者数 : 66～13 人（外科医）
- ・中等傷者対応医者数 : 59～19 人（外科医以外）
- ・トリアージ等治療以外に必要な医師数 : 開設診療所数の人数（外科医以外）

第4 重症者の搬送

50%を転院するため，入院中の患者含め 163～33 人の転院を想定する。

第5 応急仮設住宅

- ・応急仮設住宅入居需要全国平均約 22.8%≒23%とする。
- ・応急仮設住宅入居需要数
(全壊棟数+半壊棟数+全炎上出火件数)×0.23 = (8,119～2,564)×0.23 = 1,867～590 棟

第6 し尿量

- ・1～3 日目
(避難者数×1.2+帰宅困難者数)×2 = 55,401～21,838 リットル
- ・3 日以降
避難者数×1.2×2 = 31,820～18,372 リットル
- ・1 週間毎（下水道の復旧毎）に減少する。
- ・1 ヶ月後からは変化なくなる。
1,438×1.2×2 = 3,452 リットル

第 3 章

第3章 地震災害予防計画

第1節 震災対策組織と情報・通信ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織整備

項 目	担 当 課
概要	交通防災課
震災時、職員への役割と体制の周知徹底	交通防災課・総務課
市の防災体制の整備	交通防災課

1 概要

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化するものとする。

(1) 震災時、職員の数的・能力的、継続力確保要領の整備

震災時は、種々の業務に対応していくため職員の数は不足し、不慣れな災害対応のため、能力も不足する。

この不足を補完するため、各種支援を受けるほか、経験値の高いOB職員を非常時職員として登録し参集、県の災害対応支援力強化事業（注1）の活用、臨時職員の雇用及び災害時24時間勤務体制の整備が、的確な応急対応及び早期の復旧に必要である。

（注1）被災市町村を迅速・的確に支援するため、県や市町村職員による「災害対応支援チーム」を組織するとともに、被災地で適切な活動を行う。

(2) 男女共同参画の防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の積極的参画・活用を図るとともに、その環境の整備も進める。

(3) 関係部局間等の連携体制の強化

市の各部局は、災害時に組織の全機能を発揮できるよう、日頃から情報交換を行い防災訓練を共同で実施する等、部局間の連携体制の強化に努めるものとする。

また、地震災害時の人的・物的不足を補うため市内の防災関係機関との協力体制の強化に努める必要がある。

2 震災時の職員の役割と体制の周知徹底

震災時の職員に対する担当業務やその実施体制については、「守谷市災害時初動対応マニュアル」によるものとする。

- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」（第2章 第2及び第3）

3 市の防災体制の整備

(1) 体制

市は、守谷市防災会議を設置し、市地域防災計画「地震災害対策編」を作成し、それに基づき、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

(2) 市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に市内の公共機関、その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条に基づき防災会議を設置する。

(3) 市災害対策本部

- ・設置の根拠 法第23条の2
 - ・所掌事務 「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)による。
 - ・組織・体制 「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)による。
- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」

(4) 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷市消防団

消防の責務は、消防組織法(昭和22年法律226号)に定めるところにより、災害を予防・警戒及び鎮圧するための消防活動に従事するとともに、消防施設・設備の整備・点検を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

第2 相互応援体制の整備

地震が発生すると、震災への対応やその後の復旧・復興対策を含め、市の行政機関だけでは対応が困難となることが考えられる。このため、関係機関等との応援体制を整備する。

項 目	担 当 課
市町村間及び民間団体等との相互応援	交通防災課
応援要請	交通防災課
応援派遣体制の整備	総務課, 交通防災課
応援受け入れ体制の整備	総務課, 交通防災課

1 市町村間及び民間団体等との相互応援

(1) 市町村間協定の見直し及び締結の推進

平成6年4月1日から県内全ての市町村間で「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。また、大規模災害発生時においては、県外自治体の応援も重要となることから、法第67条の規定に基づき県外自治体との相互応援協定の締結を推進する。既に締結された協定については、より実践的なものにするように見直しを図る。

(2) 民間団体・事業所等との応援協定の締結

将来予期される災害に対応でき、かつ、最新の対応策を取り入れられるように必要な分野、業種の民間団体、事業所等との協定を拡充し相互応援体制を強化する。

- 「守谷市災害時応援協定一覧表」 (資料編：地—03—001)

2 応援要請

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に実施できるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平時から協定を締結した市町村及び民間団体等との意思の疎通を図る。

3 応援派遣体制の整備

(1) 応援派遣

市は、他市町村から応援要請を受けた場合、極力これに応じるものとする。応援要請に応じる場合は、必要な事項について専用電話及び可能な通信手段により要請を行った協定市町村と調整する。

また、応援出動に当たっては、通信、連絡、交通・輸送の手段等の確保について、協定市町村と連携して整備する。

(2) 大規模災害発生時における災害対応支援チームへの派遣

地震発生時には、十分な災害対応や迅速・的確な被災者支援を実施することが困難になることから、発災時に県、市町村職員から構成される「災害対応支援チーム」が派遣されるため、平時から県に要員を登録し、研修等により能力を向上させ、発災時には県職員・他市町村の職員とともに被災地に派遣する。

4 応援受け入れ態勢の整備

市は、応援体制のために派遣される職員が宿泊できる施設を市内に確保するとともに、市内で受入れが不可能な場合に近隣市町村で宿泊できるよう、近隣市町村と協議しておく。

また、地理に不安のある応援部隊のために、地図等を準備する。

第3 防災組織等の活動体制の整備・育成

阪神淡路大震災、東日本大震災、**熊本地震及びその他の災害**において、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、初期消火、被災者に対する救援活動などに市民、各種自主防災組織、消防団が大きな役目を果たし、その重要性が再認識された。このことから、市民の自主防災組織の活動体制の整備・育成を図る。

項 目	担 当 課
活動体制の整備	交通防災課
自主防災組織の育成・連携等	交通防災課
ボランティア組織との連携	市民協働推進課、市社会福祉協議会、生涯学習課、交通防災課
事業所等の防災体制の整備	交通防災課

1 活動体制の整備

災害の防止・軽減を図るためには、行政や防災機関のみならず、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。我々のまちは我々で守る。」という自助・共助の心を強く持ち、市民が自主的に防災活動に参加し、災害時に円滑な救助、救護、消火活動等が行えるよう、市は平時から自主防災組織やボランティア団体との連携を図る。

2 自主防災組織の育成・連携等

(1) 自主防災組織の整備

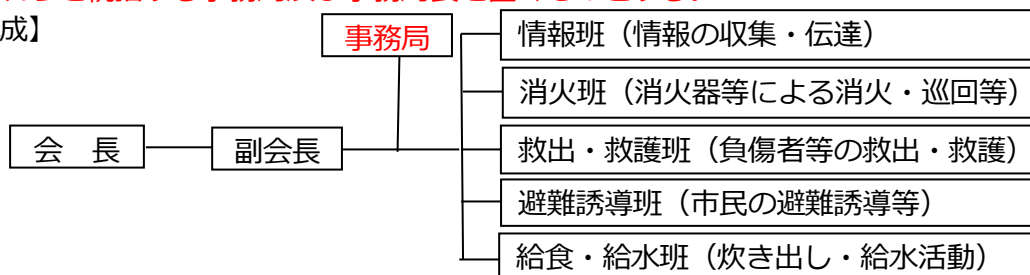
市は、自主防災組織の結成の促進及び育成の強化を図り、消防団等との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修等による防災リーダー（防災士）の育成、多様な世代が参加・交流できる環境を整え、これらの組織の日常的活動と、訓練の実施を促すものとする。この際、女性の参画の推進に努めるものとする。

(2) 自主防災組織の編成

自主防災組織は、原則として行政区又は自治会等の組織を活かした編成とするが、災害時に自主的に活動できるよう、自治会の規模が大きいときは班単位の活動体制について整備促進する。

自主防災組織は、会長、副会長を置き、その下に次の活動班を編成し活動班毎に班長を定め、それらを統括する事務局及び事務局長を置くものとする。

【基本構成】



(3) 自主防災組織の運営

自主防災組織を円滑かつ有機的に運営していくため、基本的な事項については規約を定める。

(4) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、次によるものとする。

平常時の活動	災害時の活動
・避難行動要支援者対策の検討・整備 ・日頃の備え及び災害時の行動等に関する正しい防災知識の普及、地域の危険箇所の点検・把握等 ・地域に密着した自主的な防災訓練の計画・実施 ・消火用資機材及び防災用資機材の整備・点検 ・災害時行動マニュアルの作成、再確認及び市等との調整 ・避難所運営の準備	・避難行動要支援者の安全確保 ・出火防止、初期消火の実施 ・救出・救護の実施及び協力 ・地域安全の確認 ・情報の収集・伝達 ・避難誘導及び避難 ・避難所の運営 ・物資の配分の協力・実施及び炊き出し・給水活動

(5) 自主防災組織の育成指導

自主防災組織の育成に当たっては、市民の自主防災組織に対する関心を育むとともに、初期消火等の自主防災活動の活発化を図る。

3 ボランティア組織との連携

(1) ボランティア受け入れ体制の整備

災害時におけるボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会は、災害時において「災害ボランティア現地本部」を開設し、円滑なボランティア活動が行えるよう体制を整備する。

(2) 体制強化と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害時における円滑なボランティア活動推進のための体制整備を

進めるとともに、必要に応じて他市町村社会福祉協議会と相互応援協定の締結を図る。

(3) ボランティア活動の普及と啓発

市社会福祉協議会及び市民協働推進課は、災害時において多くのボランティアの協力を得て、円滑な活動ができるよう、市民、企業等に対してボランティア活動の普及と啓発を行う。

(4) ボランティア活動拠点の整備

生涯学習課及び交通防災課は、災害時においてボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点（中央公民館）の整備に努める。

(5) ボランティア保険への加入促進

市社会福祉協議会及び市民協働推進課は、ボランティア活動を行う団体及び個人がボランティア保険に加入することを促進する。

4 事業所等の防災体制の整備

事業所は、自然災害による不測の事態から事業所の「事業（経済活動）継続」を確保するため、災害時に企業の果たす役割を十分理解し、「事業継続計画（BCP）」及び「災害時行動マニュアル」策定とその検証に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、備蓄の実施及び各計画の点検・見直しを実施する等、防災活動の推進に努めるものとする。

また、災害時の混乱及び二次災害発生を未然に防止するため従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者対策を講じるよう努めるものとする。さらに、市は企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

第4 情報・通信ネットワークの整備

震災の発生前から全期間における震災関連情報等を適時に取得し、的確に発信することで市民の安全確保と迅速な応急対応に資するとともに、情報難民の削減に努める。

また、震災時の初動対応や応急復旧対応を迅速かつ的確に実施するため、通信・連絡体制を整備し、訓練・研修等を通じて平時から安定的な運用の確保に努める。

項 目	担 当 課
防災情報発信・取得システムの整備等	交通防災課，企画課，秘書課，市民協働推進課
無線通信施設の整備	交通防災課
非常・緊急通話用電話の確保	交通防災課，財政課
その他の通信手段等の確保	交通防災課
職員への伝達手段の確立	総務課
情報システムのバックアップ	企画課
サーバの継続使用の確保	企画課

1 防災情報発信・取得システムの整備等

(1) 防災情報発信・取得システムの整備等

幅広い年齢層及び外国人等に対し災害情報等を提供できるよう、最新の市内情報を的確に取得できる発信・取得システムを整備するように努める。

① 災害情報伝達機器の整備

災害時において、職員・市民からの災害情報等の収集及び市からの情報等の発信を適時・的確に発信できる災害情報伝達機器を整備し、職員、市民に早期に浸透させ、平時から操作について熟知させるものとする。

② 防災アプリケーションの整備

幅広い層の市民に対し、災害情報の双方向伝達が行えるアプリケーションの整備を推進するものとする。

③ 民間放送機関等の利用

I B S 茨城放送 (i - f m : 守谷局 88.1MHz) を含む複数の放送事業者等と災害時応援協定を締結し、幅広い年齢層、高層階避難市民、外国人等に対し、適時・確実に被災者側に立った情報を提供できるよう整備に努める。

④ 防災等に資するW i - F i 環境の整備

総務省の「防災等に資するW i - F i 環境の整備計画」により、避難所・避難場所・防災拠点等において、災害に強いW i - F i 環境の整備を推進する。

(2) 災害時情報難民の削減

災害時、情報難民 (注 2) の削減に努めるため、外国人等に対し最小限の情報提供を円滑に実施できるように、職員に対し「やさしい日本語」 (注 3) の浸透に努める。

(注 2) 災害時情報を取得困難な市民等を指す。(情報入手手段を持たないか、入手可能な場所にいない市民等、若しくは日本語が理解できない市民等)

(注 3) 簡易な表現、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを付するなどをして日本語に不慣れな外国人にも分かりやすくした日本語。減災のために考案された言葉

2 無線通信施設の整備等

(1) 無線通信施設の整備

災害時の情報収集・伝達及び関係機関との通信を円滑に行うため、M C A 陸上移動通信システム及びその他の通信網の充実を図る。

① 移動局

車両搭載型無線機については、使用の都度点検するとともに、搭載車両を常に良好な状態に整備するものとし、携帯無線機については、使用の都度点検し、常時充電に努め即応に資する。

② 消防団指揮系小型携帯無線機

消防団は、災害時、分団毎の指揮・連絡、情報収集・伝達を有効に実施するため、小型携帯無線機を使用する。そして、常に良好な状態に整備するとともに、使用の都度点検し、常時充電に努め即応に資する。

③ 平時の活用

平時は、市の通常業務における防災、交通安全、道路、給水、公害パトロール、連絡等に使用するなど、有効活用を図る。

④ 災害時の運用

「守谷市災害時初動対応マニュアル」に示すように、M C A陸上移動通信システムのグループ区分を各班毎に変更し、運用する。

●「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第4章)

⑤ 無線機の管理等

無線機の点検・整備を定期的に行うとともに、使用方法などの研修に努めるものとする。

(2) 無線通信施設の強化

① 使用の習熟

M C A陸上移動通信システムは、災害時の障害に強い安定した通信システムであるため、平常において積極的に使用するなど習熟に努め、災害時に十分に活用できるよう万全な措置をとる。また、消防団においても、消防団指揮系小型携帯無線機の使用に習熟するよう努める。

② 通信網の強化

市のM C A陸上移動通信システム・消防団指揮系小型携帯無線の維持・整備拡充に努め、通信網を強化する。また、非常時にはその機能を最大限に発揮できるよう、定期的な整備・研修を実施する。

3 非常・緊急通話用電話の確保

東日本電信電話株式会社及び株式会社N T T ドコモに対し、非常・緊急通話用電話番号を指定し、その承認を受け、一覧表を作成し、防災関係機関と共有する。

また、指定を受けた番号の電話機はステッカーを貼る等、非常時に混乱に陥ることの無いようにするとともに、常に点検・整備に努める

4 その他の通信手段の確保

(1) その他の専用通信施設の利用

災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、公衆電気通信施設の利用又は他機関の有線・無線通信施設の使用(法第57条、第79条)、非常無線通信及び自衛隊の通信支援等を有効に活用できるよう、協力体制を整備する。

- ① 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部無線
- ② 警察電話(有線、無線)施設
- ③ 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
- ④ 国土交通省無線施設
- ⑤ 首都圏新都市鉄道(株)通信施設
- ⑥ その他の防災関係機関の専用通信施設

(2) 衛星携帯電話、災害時優先電話の利用

携帯電話による通信は、震災により不通回線率が50%になり、利用規制が行われるため、衛星携帯電話、災害時優先電話を整備するとともに、利用ニーズ増大に備え各携帯電話事業者からのレンタルも活用し、被害状況の収集や防災関係機関との連絡用として確保・準備する。

(3) インターネット通信の利用

電話回線、Wi-Fi及び電力が使用可能な場合は、災害情報伝達機器、メール配信、フェイスブック、ツイッター、エリアメール、メディア等の活用による通信・情報連絡を活用する。

そのため職員は、訓練や研修を通じて平時から操作方法の習得に努めるものとする。また、早期にWi-Fi環境の耐震化を図る。

(4) アマチュア無線の活用

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、通信の確保又は秩序の維持のため必要と認めたときは、市内のアマチュア無線局に対し、非常無線通信の協力を得るものとする。なお、アマチュア無線の協力者は市災害対策本部事務局の指示に従い、その活動を行うものとする。

5 情報システムのバックアップ

平時から情報システムの耐震性の向上とバックアップ機能の強化を図り、震災による各種重要データの消失を防止するとともに、情報システムを継続的に維持・稼働させる。

また、市災害対策本部が震災により移設せざるを得ない状況に際しても、業務を継続できるようにシステムを整備する。

6 市役所サーバの継続使用の確保

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生直後の市サーバへのアクセス集中による作動困難状況の発生においても情報発信・受信ができるように、通信業者と災害に係る情報発信等に関する協定を締結して、サーバの継続使用を確保する。

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

地震は突発的に発生し、被害は同時に広域的に発生する。このため、災害から市民の生命、身体及び財産守るために、災害に強い防災まちづくりを積極的に推進する。このため、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

また、都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに建築物の不燃化や耐震性等の強化促進に努め、都市型災害に強いまちづくりを進める。

項 目	担 当 課
防災空間の確保	都市計画課, 交通防災課, 各施設担当課
防災拠点の整備	教育委員会, 交通防災課
避難場所・避難経路の整備	建設課, 交通防災課

1 防災空間の確保

大規模な公共空間や公園緑地は、火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯となるとともに災害対策活動の拠点等になり、防災上の重要施設となる。

また、都市計画道路や一般市道は、災害時における避難経路、火災に対しては延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能を持つとともに消防活動の場並びに救助活動の際の交通輸送路となることから、公園等の防災空間と一体的な土地利用を検討しながら整備を推進する。

2 防災拠点の整備

市は、小・中学校やその他公共施設等を防災対策拠点の一つとして整備充実を進める。各施設とも、MCA陸上移動通信システム、災害時優先電話を配備し、耐震性を強化するとともに、書棚・保管庫等の落下、転倒防止措置を講じるものとする。併せて主要な施設等には災害用井戸を設置し生活用水等を確保するとともに、防災倉庫を設置し防災資材・生活必需品を備蓄する等必要な資機材を整備する。

3 避難場所・避難路の整備

(1) 避難場所の整備

地震等による火災が発生し、一時的に空地等に避難する必要性が生じる可能性がある。このような場合に備えて、避難場所（本章 第3節 第4（2）①）を指定して、整備する。

(2) 避難路の整備

歩道を有する県道、幹線市道を避難路とする。これらの道路と避難場所を結ぶ道路を含めて次の整備を図るものとする。

- ① 道路占有物（自動販売機等）やブロック塀等の実態把握と必要に応じ撤去等の啓発及び推奨
- ② 消防水利施設の整備（改修を含む）
- ③ 沿道建築物の耐震、耐火への啓発及び推奨
- ④ 違法駐車及び放置自転車の交通指導

第2 建築物の耐震・不燃化の推進

項 目	担 当 課
建物の耐震化	都市計画課
建物の不燃化	都市計画課
液状化に伴う建築物の被害予防の啓発	都市計画課

1 建築物の耐震化

(1) 耐震診断・耐震改修の推進

既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する啓発を実施し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

(2) 防災上重要な建築物の耐震化

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいため、公共施設は完了しており、民間施設については、必要に応じて推奨する。

(3) 応急危険度判定体制の充実

震災時に応急危険度判定士が迅速な応急危険度判定活動を行うための体制や応急危険度判定士の連絡動員体制を、県とともに整備する。

また、応急危険度判定士の応急危険度判定訓練を、県とともに実施する。

(4) 建築物の落下防止対策

地震による落下物等の危険を防止するため、建築物の所有者又は管理者等に対し、市街地における看板、外壁等の落下防止対策の重要性について啓発するとともに、必要に応じて改修の指導を行う。

(5) ブロック塀対策

地震によるブロック塀（石塀含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- ① ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保についてホームページ、広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についても周知を図る。
- ② ブロック塀の実態調査は、避難路及び避難場所等に重点を置くものとしブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ③ ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるように啓発を図るとともに、危険なブロック塀に対しては、改修又は生垣等への造り替え等を推奨する。

2 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し、地震により多くの被害が生じる恐れのある地域に対し、地域の実状に応じて都市計画法に基づき防火地域及び準防火地域に指定し、市街地火災からの危険を排除するとともに、延焼からの安全確保を図る。

(2) 建物の耐火性の促進

住宅は木造が多く、震災時には、建築年度の古い家屋の倒壊とともに火災の発生、延焼等の二次災害が予想される。そのため、地域特性に応じた都市計画を推進することにより、都市型災害防止と防災性を高めるため、建築物の耐火性の促進を図る。

3 液状化に伴う建築物の被害予防の啓発

地震による地盤の液状化から建築物の倒壊を予防するため、ホームページや広報紙等において、次のような啓発を行う。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする。
- ② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

第3 土木施設の耐震化等の推進

項 目	担 当 課
道路施設の防災対策	建設課
河川施設の耐震化	建設課
農業用施設の耐震化	経済課

1 道路施設の防災対策

(1) 道路の防災対策

防災上の観点から、都市計画道路等の整備に併せて、道路の新設、拡幅等を進めるものとする。

また、斜面崩壊等の恐れのある箇所について、法面保護等の災害防止策を実施する。
国道、県道については、それぞれの道路管理者に対して対策を要請する。

(2) 橋梁の防災対策

市管理道路（歩道含む）の橋梁部について、落橋防止装置の設置、橋脚補強等を実施する。

また、国道、県道については、それぞれの道路管理者に対して対策を要請する。

2 河川施設の耐震化

国土交通省、茨城県に対して、それぞれが管理する河川施設の耐震点検及び液状化対策等について要請する。

3 農業用施設の耐震化

農業用水路関連施設について、耐震性等の点検を実施し、耐震化を推進するよう関係機関に要請する。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

項 目	担 当 課
上水道施設の耐震化	上下水道事務所
下水道施設の耐震化	上下水道事務所
電力施設の耐震化	各事業者
電話施設の耐震化	各事業者
ガス施設の耐震化	各事業者

1 上水道施設の耐震化

市は、上水道施設の耐震化について目標を定め、計画的な事業を推進する。

(1) 配水池等の補強

配水池及び管理棟等の重要施設のうち、耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため改築、更新時には耐震化を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等、老朽化した管、耐震性に劣る管路については、速やかに更新計画を策定し、整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

水道利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について管理区分に応じ優先して耐震化を進める。

(4) 緊急時給水能力の確保

- ① 災害により、水道施設が被災した場合でも、市民に水を供給できる体制を構築するため、移動式給水タンクをもって、緊急時の給水能力を確保する。
- ② 新設する施設については、計画・調査・設計及び施工の各段階において耐震化及び液状化対策を講じる。

2 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

市は、下水道施設のうち、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、改築、更新に合わせてより高い耐震性が保持できるよう整備する。

① 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

② 耐震補強工事

耐震診断に基づいて、耐震補強工事計画を策定し、計画的に実施する。

3 電力施設の耐震化

【東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社】

災害による電力施設の被害を最小限にするため、耐震性の強化等の諸対策を実施し、予防措置を講じる。

(1) 電力設備の現況

① 変電設備

機器の耐震性は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建築物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

② 送電設備

ア 架空線

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中線

耐震シミュレーション等による評価や関係専門分野の知見に基づき、液状化等の地盤条件に応じた可とう性（注1）を確保する。

ウ 配電設備

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電力設備の現況」に準じ実施するように努める。

4 電話施設の耐震化

【東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社】

(1) 電気通信設備等の高信頼化

被害の発生を未然に防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建築物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を行い、耐震等の対策に万全を期する。

また、地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を推進する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合の通信を確保するための整備を行う。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- ② 主要な中継交換機を分散設置する。
- ③ 都市部等において、洞道（注2）（共同溝を含む。）網を構築する。
- ④ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ⑤ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- ⑥ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

（注1）：柔軟で、たわみ、折り曲げることが可能な性質

（注2）：読みは「とうどう」、ガス、送電線の専用管路トンネルのこと。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備及び通信処理システム並びに通信システム等のファイル類・バックアップ

データ等について、震災時等による滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散配置、耐火耐震構造容器への保管等の措置を行う。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網（インターフェースネットワーク）措置に関する措置計画を作成する。

5 ガス施設の耐震化

(1) 都市ガス施設の耐震化

【東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社】

都市ガス施設の耐震強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、可燃物の流出防止と近隣市民への災害防止に努める。

① 施設の現況

ア ガス導管

- a ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法令に準拠して設計し、施工している。
- b 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。
- c 鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。
- d 鋳鉄管の接合部は、印ろう型、ガス型であったが、その後、可とう性に富む機械的結合に移行している。
- e ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。
- f ガス導管には、緊急遮断のため、又は供給操作上必要により遮断弁を設置している。設置場所は整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。
- g 需要家屋には、地震時等にガスを遮断するマイコンガスメーターの取付けを推進している。
- h ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

イ 通信施設

無線局として、固定局と移動局とがあり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、耐震性を有している。

ウ 巡視・点検

ガス供給の施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

② 予防計画

市の被害査定調査及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガス漏洩による二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止を図る。

ア 地震の規模を把握し、緊急時の判断基準とするため事業所に地震計を設置する。

- イ 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- ウ 導管網は、供給停止地区の極小化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。
- エ 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
- オ 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
- カ 通信施設の整備・増強を推進する。

(2) プロパンガスの安全対策

【茨城県高圧ガス保安協会，東部ガス株式会社，株式会社全農ライフ茨城】
災害に強いとされるプロパンガスの安全対策を確実に実施するように努める。

- ① 容器は、地震時に転倒しないように、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。
- ② ゴムホースの接合部は、離脱防止のためホースバンドにより固定する。
- ③ 配管は、地盤の若干の移動や家屋の振動に耐えられるよう固定し、可とう性を持たせる。
- ④ 配管には、即時に全配管のガスが止められるよう元バルブを操作しやすい位置に取り付ける。

第5 地盤災害防止対策の推進

項 目	担 当 課
地盤災害危険度の把握	都市計画課
斜面崩壊防止策の推進	交通防災課
造成地危険防止策の推進	都市計画課
地盤沈下等防止対策の推進	都市計画課

1 地盤災害危険度の把握

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を講じて市民の生命、財産の保全に努める。

2 斜面崩壊防止策の推進

土砂災害防止法の施行により、茨城県から「土砂災害警戒区域等」の指定を受けた区域については、平成30年度に公表した「**守谷市防災ハザードマップ**」のとおりであるが、安全な生活環境を確保するための対策に努め、被害の軽減を図る。

3 造成地危険防止策の推進

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発行為の許可申請、建築確認申請等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等による違法行為の取締り、梅雨時期や台風時期の巡視強化及び注意の呼び掛けを実施する。

4 地盤沈下等防止対策等の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による被害を増大させる可能性があるとも

に、地盤沈下による建築物、土木建造物の耐震性劣化の可能性が指摘されている。地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因に考えられていることから、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例等により、地下水の過剰揚水を規制する。

第6 危険物等施設の安全確保の推進

項 目	担 当 課
石油类等危険物施設の予防対策	各事業者
高圧ガス取扱施設の予防対策	各事業者
毒劇物取扱施設の予防対策	各事業者

1 石油类等危険物施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、消防法第12条及び第14条の3の2等の規定を順守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても、事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するとともに、既設タンクについては、常時地盤測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立に努める。

また、万一の漏えいに備えた各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法について、危険物関係法令上必要がある場合は、事業所の管理者に対し、必要な助言又は指導を常総広域消防本部が実施する。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

2 高圧ガス取扱施設等の予防対策

県は、高圧ガス取扱施設等の予防対策として、防災マニュアルの整備・施設の耐震化の促進・事業所間の相互応援体制の検討、整備・地震対策用安全器具の普及・LPGマイコンガスメーター・集中監視システム等の普及を推進している。

市及び常総広域消防本部は、県が推進するこれらの予防対策に協力するとともに、市内の高圧ガス取扱施設に対し、県の指導に沿うよう要請する。

3 毒劇物取扱施設の予防対策

県は毒劇物を多量に取扱う施設の管理者に対し、施設の耐震化についての理解を求め、防災体制の整備を指導し、管理者に対する保安教育を実施して、災害予防の強化を図っている。

市は、県が実施するこれらの指導に協力するとともに、市内の毒劇取扱施設の管理者に対し、県の指導に沿うよう要請する。

第7 文化財等の保護の推進

項 目	担 当 課
文化財調書・画像資料の作成	生涯学習課
防災設備の整備	生涯学習課
専門職員等の応援協力体制の整備	生涯学習課

1 文化財調書・画像資料の作成

震災後に文化財の復元や補修を行うため、その参考資料として、図面やビデオ・写真・電子データ等により震災前の状況を記録・保管するなど、画像資料等の蓄積を図る。

2 防災設備の整備

文化財の倒壊や火災による焼失、損壊等に備え、必要に応じて、自動消火装置や倒壊防止対策を進める。

3 専門職員等の応援協力体制の整備

平常時から、専門機関や他自治体の専門知識を持つ職員との情報交換等により、災害時の応援協力体制を確立し、迅速な応急対策に備える。

第8 事前復興対策の実施

項 目	担 当 課
復興手順の明確化	企画課
復興基礎データの整備	企画課

1 復興手順の明確化

過去の復興事業例を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

2 復興基礎データの整備

事前復興対策の一貫として、データ（測量図面、建築物現況、土地の権利関係等）を整備し、データベース化を推進する。

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送手段の確保

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消火活動や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急輸送道路）確保のため道路の障害物を除去する等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路の障害物を除去する資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両の調達体制の整備に努める。

項 目	担 当 課
緊急輸送道路ネットワークの整備	建設課
緊急車両の確保、緊急道路支援機材・輸送車両等の確保	交通防災課、建設課
緊急通行車両の事前の届出	交通防災課、財政課
緊急輸送に伴う交通規制	交通防災課、建設課
ヘリポートの指定・整備	交通防災課

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急物資等搬送のため、茨城県地域防災計画において指定されている緊急輸送道路との整合を図りながら、市内の主要防災拠点（市庁舎、指定避難所等）を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの指定を推進する。指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」、「市緊急輸送道路」を整備する。

（1）緊急輸送道路ネットワークの確保

広域的な災害応急対策を実施するために、主要な幹線道路を円滑かつ効率的に運用できるよう、指定された緊急輸送道路沿線地域の不燃化及び耐震化を都市計画に位置付けるとともに、主要幹線道路の管理者及び近隣市町村と広域的連携活動を実施するための連絡体制を確立し、以下のネットワークの整備に努める。この際、広域輸送基地の指定及び近隣市町村との相互使用協定の締結にも留意する。

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

ア 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸

イ 交通軸と防災拠点（Aランク）を連絡する道路又は防災拠点（Aランク）を相互に連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

ア 第1次緊急輸送道路と防災拠点（Bランク）を連絡する道路又は防災拠点（A、Bランク）を相互に連絡する道路

イ 第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路

④ 市緊急輸送道路ネットワーク

第1次、第2次及び第3次緊急輸送道路を補完し、市の避難所等までを接続する道路

- 「守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図」

（資料編：地—03—004）

（2）防災拠点

① Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院等）

② Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊等）

- ③ Cランク：その他の防災拠点（運輸機関，指定公共機関，救急告示医療機関等）

2 緊急車両の確保，緊急道路支援機材・輸送車両等の確保

地震による被害が発生した際は，市が保有する車両は全て集中管理され緊急車両として確保される。災害時に被災した道路の障害物を除去するには，市が保有する車両のみでは不足すると想定されるため，緊急道路支援機材確保のため建設機材業者，資機材レンタル事業者等との災害時における応援協定の締結を進める。

さらに，震災時に必要な物資の輸送手段及び被災者の救援活動の車両等の確保のため，物資輸送及び車両燃料の優先供給等に関して，事業者との災害時応援協定の締結を推進する。

3 緊急通行車両の事前の届出

市は，震災後の応急対策活動を迅速に実施するため，「緊急通行車両等事前届出制度及び規制除外車両事前届出制度」に基づいて，応急対策に使用する車両について茨城県公安委員会に事前に届出を提出し，交付を受けるものとする。

（1）事前届出の対象車両

市が保有する車両及び市との契約により常時，市の活動のために専用に使っている車両並びに災害時に市が関係団体等から調達する車両のうち，次に掲げる災害応急対策等を実施する計画のある車両を対象とする。

- ① 法第 50 条第 1 項の各号に規定する災害応急対策
- ② 大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項の各号に規定する地震防災応急対策

（2）事前届出の申請手続き

「緊急通行車両等事前届出制度」及び「規制除外車両事前届出制度」に基づく事前届出の手続きは，次により行う。

① 緊急通行車両等事前届出制度

ア 対象車両

- ・ 指定行政機関等が保有する車両
- ・ 指定行政機関等の契約・協定に基づき，災害発生時に専ら使用される車両

イ 申請者

- ・ 市が保有する車両：市長（財政課が届出し，交通防災課に報告）
- ・ 市との契約により常時市の活動に専用に使われる車両：市長（所管課長が届出し，交通防災課に報告）
- ・ 災害時に関係団体から調達する予定の車両：市長（所管課長が届出し，交通防災課に報告）

ウ 申請先

取手警察署又は茨城県警察本部（交通規制課）

エ 申請書類

- ・ 緊急通行車両等事前届出書（2 通）
- ・ 車検証の写し

② 規制除外車両事前届出制度

ア 対象車両

- ・ 医師又は歯科医師，医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品，医療機器，医療資材等を輸送する車両
- ・ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- ・ 建設用重機，道路の障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両

イ 届出先

取手警察署又は茨城県警察本部（交通規制課）

ウ 申請書類

- ・規制除外車両事前届出書（2通）
- ・車検証の写し

エ 添付書類

- ・医師又は歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師又は歯科医師の免許証又は医療機関であることを確認できる書類
- ・医薬品、医療機器、医療資材等を輸送する車両
医薬品、医療機器、医療資材の製造者（販売者）であることを確認できる書類
- ・患者等輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両構造又は装置が確認できるもの）
- ・建設用重機、道路の障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両構造又は装置が確認できるもの）

（3）再交付

届出内容に変更が生じ、又は亡失、滅失、汚損、若しくは破損した場合には、届出書に「再交付」と加筆するとともに再交付の理由を記載し、取手警察署又は茨城県警察本部（交通規制課）に再交付の申請を行う。

（4）届出済証の返還

- ① 緊急通行車両等又は規制除外車両に該当しなくなったとき。
- ② 緊急通行車両等又は規制除外車両が廃車になったとき。
- ③ その他緊急通行車両等又は規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

4 緊急輸送に伴う交通規制

災害時には、救急・救助及び災害の拡大防止等のために交通規制が実施される。

そのため、取手警察署と連携して、救助・救急等のために確保された緊急輸送道路と調整を図りつつ物資の輸送等に必要な輸送道路を確保する体制を備える。

5 ヘリポートの指定・整備

災害時における重症者の後方医療機関への搬送、輸血用血液、医療用資器材、その他救援物資の緊急輸送の中継地となる臨時ヘリポートを、関係機関と協議の上、災害応急用ヘリコプター離着陸場として指定する。

- 「守谷市防災施設等配置図」（資料編：地—03—003）

第2 消防、救急・救助活動の強化

地震などによる火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。特に、対応の初期段階で重要となる地域住民や自主防災組織による初期消火・救出・応急手当等が円滑に実施できるよう対応力の向上を図る。

項 目	担 当 課
出火予防	交通防災課，常総広域消防本部
消防力の強化	交通防災課，常総広域消防本部
救急・救助力の強化	交通防災課，常総広域消防本部
自主防災組織等の消火力・救助力の強化	交通防災課，常総広域消防本部

1 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火防止

地震時における出火原因として最も多いものがガスコンロ、ストーブ等の一般火気器具であるため、市は守谷消防署と協力して、地震時における一般火気器具に関する防災教育を積極的に推進する。

(2) 化学薬品からの出火防止

災害時における出火原因として一般火気器具に次いで多いものが引火性の化学薬品であるため、市は守谷消防署と協力して、引火性の化学薬品は出火元となる火気器具等から離れた場所に保管し、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう指導する。

(3) 通電火災の出火防止

市は守谷消防署と協力して、通電火災防止のため感震遮断機の設置や避難する場合等は、ブレーカーを遮断することなどの初期対策を普及啓発する。

(4) 住宅の防火対策

住宅火災防止のため、火災防止安全装置装着機器及び初期消火に備えるため消火器の設置を推奨し、その普及促進を図る。

2 消防力の強化

(1) 消防組織体制の充実・強化

市及び常総広域消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の強化を図るとともに、建築物の高層化、密集化、生活様式の変化、及び地球温暖化に伴う災害の多様化等から、消防施設の整備・充実を推進し、消防力の強化及び近代化を図る。

(2) 消防車両・機械器具等資機材の整備

- ① 消防車両及び機械器具を効果的に使用するため、消防ポンプ自動車等の消防機械器具の機能強化、更新を計画的に行う。
- ② 人命救助に必要な救助用機械器具を随時整備する。
- ③ 特殊災害に備え、化学消火剤等の備蓄を図る。
- ④ 消防用施設・機械器具の点検整備を定期的に実施し、常に可動できる体制を整える。

(3) 消防団の育成・強化

災害時に活動が十分に行えるよう、消防車両等資機材の整備を行う。また、訓練の充実、処遇の改善等により消防団員の緊急対応能力の向上及び使命感の育成を図る。さらに、守谷消防署との連携を強化し、強靱かつ組織的な活動ができるよう育成する。

(4) 消防関係機関相互の応援体制の強化等

茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、消防関係機関相互による協力体制を強化するとともに、同時多発火災に対処するため、自主防災組織による出火防止、初期消火の徹底など総合的な協力体制の強化を推進する。

3 救急・救助力の強化

市は、広域又は局地的に多数発生することが予想される救出・救助事態に対応するため、常総広域消防本部と協力して、迅速・的確な救急・救助体制の強化を図る。

- (1) 救急救命士の計画的な養成
- (2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (3) 救急隊員の専任化の促進
- (4) 救急教育の計画的な実施
- (5) 常総広域消防本部管内の医療機関との連携強化
- (6) 市民に対する応急手当の普及啓発

4 自主防災組織等の消火力・救助力の強化

(1) 初期消火力の強化

- ① 震災時に発生する火災の初期消火は、家庭や事業所等地域住民の自主的な活動に期待するところが大い。震災時は、同時多発的な火災の発生が予想され、消防機関が担う役割が増大し、十分に対処できないことが考えられることから、地域の自主防災体制を充実・強化し、地震災害時に効果的に機能するよう組織力と活動力のより一層の向上を図り、市民による初期消火率を高め、常総広域消防本部及び守谷市消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制の確立に努める。
- ② 地震災害時には事業所独自で行動できるよう事業所の自主防災対策の強化を図るとともに、職場では従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震災害時における初期消火等について具体的な対策を講じる。
- ③ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害時行動能力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制の充実を図る。

(2) 救助力の強化

市及び守谷消防署は、救助力の強化のため、自主防災組織を中心とした建築物の倒壊現場からの救助を想定した訓練に対し、指導・助言にあたる。この際、訓練上の安全管理について十分配慮する。

第3 医療・救護活動の整備

震災発生時には、医療救護需要が増大し、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求される。このため、災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、医療関係機関と連携し災害時医療体制に備える。

項 目	担 当 課
初期医療体制の整備	保健センター
後方医療体制の整備	保健センター
医薬品・医療用品等の確保	保健センター

1 初期医療体制の整備

震災により多数の負傷者が発生したときは、救護班の派遣、救護所の設置により初期医療に臨むものとし、次の体制整備を図る。

(1) 医療関係団体との連携

震災時の応急医療を行うために、取手市医師会及び医療関係団体との緊急時における協力体制の整備を図る。

(2) 医療救護班の整備

取手市医師会は、市からの要請に対して救護所へ医療救護班を派遣できる体制を整えておくものとし、市は、当該医療救護班が使用する医療品を提供し、災害に備えるものとする。

(3) 救護所の整備

多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の処置に混乱が予想される場合、市は医療活動を円滑かつ的確に実施するため、救護所を開設し、対応体制を整える。

また、救護所を開設する施設等をあらかじめ調査し、把握しておく。

2 後方医療体制の整備

取手市医師会が派遣する医療救護班では困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として、次の後方支援体制の整備を図る。

(1) 後方医療体制の整備

救護所に対応が困難な重症患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や市内の拠点となる民間病院等への要請等、後方医療体制について関係機関と調整を図り、体制の整備に努める。

また、竜ヶ崎保健所と連携し、国、県、日本赤十字社の医療支援派遣要請についても調整を図り、その体制整備に努める。

【茨城県災害拠点病院】

- 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第4)

(2) 傷病者の搬送体制の整備

市は、災害時の傷病者の搬送について、道路管理者、消防、警察及び関係機関等と連携を図り、緊急輸送道路や緊急輸送車両の確保など、体制の整備に努める。

また、道路損壊等による交通途絶や一刻を争う緊急搬送を要する事態等に備え、県及び自衛隊のヘリコプター等を活用するため、ヘリコプター離着陸場を確保するとともに関係機関等との連絡体制の整備に努める。

3 医薬品、医療用品等の確保

震災直後においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、震災時に必要な医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、県を含む防災関係機関と連携を図る。

また、他都道府県や他市区町村からの援助物資(医薬品等)の活用を図るため、その受入れ体制及び供給体制を図る。

(1) 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱による備蓄

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、震災初期における人命救助に万全を期するため、茨城県医薬品卸業組合に委託し、医薬品等を確保、備蓄(流通備蓄)する。

また、竜ヶ崎保健所に依頼し所要量を確保する。

(2) 守谷市の備蓄

避難所等の防災倉庫に、応急用外傷薬や衛生用品を計画的に備蓄する。

第4 被災者支援のための備え

災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き支援を必要とする被災者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所となる施設の指定及び整備を積極的に行う。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。そのため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、飲料水、生活必需品の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。その際、効率的な運営を行うための避難所の設置・運営マニュアルを整備する。

- ・ 県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他の関係機関との連携が機能しない事態が想定されるため、遠方の市町村等との広域連携体制の整備に努める。
- ・ 災害発生後迅速な対応を図るとともに、多様な災害にも的確に対応するため、食糧等の備蓄品は集中管理するとともに、その他の備蓄品等は各地区の防災拠点施設で保管する。
- ・ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、季節に適合し、被災者の実状を考慮した物資の調達・確保を行うものとする。
- ・ 事業所等においては、来客の安全確保、管理する施設の耐震性・耐火性の強化及び収容物等の転落防止等に取り組み、従業員等の安全確保に努める必要がある。さらに、防災訓練の実施や資機材の備蓄により災害等に備えることに努める。この際、高齢者や障がい者のほか、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び外国人、従業員等についての対応も考慮する。

項 目	担 当 課
避難所・避難場所の整備	交通防災課
食糧等・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	交通防災課、経済課
応急給水・水道施設等の応急復旧体制の整備	上下水道事務所、交通防災課

1 避難所、避難場所の整備

(1) 指定避難所、指定緊急避難場所

① 指定避難所、指定緊急避難場所の指定

市における指定避難所と指定緊急避難場所は兼ねて指定しており、あらかじめ市民への周知徹底を図る。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な施設を指定する。具体的には、物資の運搬、集積、炊事、宿泊の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共施設とする。

また、学校を指定避難所とする場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- 「守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図」
(資料編：地—03—004)

「指定避難所一覧」

名 称	住 所	電話番号	MCA 番号
守 谷 小学校	本町 858 番地	48-0035	007
大井沢 小学校	薬師台四丁目 12 番地	45-8383	008
大 野 小学校	野木崎 492 番地	48-0058	009
高 野 小学校（洪水時不適）	高野 1342 番地	48-0004	010
黒 内 小学校	百合ヶ丘二丁目 2349 番地	48-5976	011
御所ヶ丘小学校	御所ヶ丘五丁目 15 番地	48-6161	012
郷 州 小学校	みずき野五丁目 4 番地 1	48-5551	013
松前台 小学校	松前台二丁目 16 番地	45-5525	014
松ヶ丘 小学校	松ヶ丘四丁目 12 番地	48-8551	015
守 谷 中学校	百合ヶ丘二丁目 2675 番地	48-0034	016
愛 宕 中学校	本町 4325 番地の 2	48-6601	017
御所ヶ丘中学校	御所ヶ丘四丁目 16 番地	48-7891	018
けやき台中学校	けやき台五丁目 21 番地 1	45-7431	019
西板戸井田園都市センター	板戸井 1599 番地の 1	—	021
守 谷 高等学校	大木 70 番地	48-6409	023
北守谷公民館	板戸井 1977 番地の 2	47-0111	022
北園保育所	松並 1557 番地の 1	48-4897	020
開智望小学校	つくばみらい市筒戸 3 4 0 0	38-6600	

② 耐震性の確保

指定避難所の施設で、昭和 56 年度以前に建築された建築物については、耐震診断を実施して必要に応じて耐震補強や改築に努めるものとする。

③ 指定避難所の整備

平常時に通常使用している設備（放送設備、学校の保健室、通信機材等）は、機材の落下・転倒防止措置を徹底しておく。また、避難所の設備については、出入口の段差の解消、やさしい日本語の表示や外国語との併記など要配慮者への対応を積極的に行う。

(2) 避難場所

① 避難場所の指定

市は、被災者が火災やその他の危険から保護する場所である避難場所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

「避難場所一覧」

名 称	住 所
立沢公園	久保ヶ丘一丁目 21 番地
大山公園	松前台一丁目 19 番地
板戸井公園	薬師台四丁目 3 番地
松ヶ丘公園	松ヶ丘四丁目 4 番地
けやき台公園	けやき台四丁目 4 番地
さくらの杜公園	みずき野四丁目 14 番地
乙子公園	美園二丁目 4 番地
梅作公園	美園三丁目 13 番地
栄町公園	中央二丁目 6 番地の 1

② 近隣市町村への避難に関する応援協定

必要に応じて、近隣市町村との応援協定を締結し、市外に指定避難場所の確保に努める。

(3) 避難行動要支援者に配慮した避難所の整備

自己の生命・身体を守るための対応力が不十分な障がい者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人等の要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）に配慮した福祉避難所の確保に努めるとともに、適切な避難支援等（避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するため、避難支援等関係者（取手警察署、守谷消防署、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会、その他市長が認める団体等）の協力を得ながら、平時から避難誘導体制の整備、訓練の実施に努める。

2 食糧等・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

基本的な考え方として、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であり、市民、事業所においても最低3日（推奨1週間）分の食糧等を備え、日用品は必要程度買い置きしておくことを原則として、これを推進していく。また、「自らの地域はみんなで守る」という共助の立場から自主防災組織をはじめとした地域での「自助」・「共助」の考え方を基本とした助け合いの心を高めていくように努める。

市における備蓄（以下「公的備蓄」という。）及び調達は、「自助」・「共助」で賄われる個人（家庭内）備蓄物資を補完する目的で行われ、家屋の倒壊等による避難者等に対し一定量の食糧等の備蓄を行うものとする。また、事業者及び他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下あらかじめ事業者と協定を締結し災害時供給される物資のことを「流通備蓄」といい、あらかじめ協定を締結した他自治体から供給される物資のことを「救援物資」という。）を速やかに調達できる体制を整えるように努める。

また、阪神淡路大震災及び東日本大震災における教訓及び首都直下地震の想定から、輸送経路・上水道の寸断、首都の救出優先により、物流は機能せず食糧・飲料水等は不足することが想定される。このため災害発生後3日間は、被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、最低でも3日間の備蓄を必要とする。

(1) 食糧・飲料水の備蓄

① 公的備蓄

ア 市が備蓄する食糧は、1日3食として備蓄日数は3日分とする。また、乳幼児のミルク、離乳食はそれぞれ人口比1%、高齢者については、人口比6.5%として柔らかいものを用意する。

イ 飲料水の確保

上水道配水池及びペットボトルでの備蓄と災害時応援協定の締結により十分な量の飲料水を確保する。

② 個人（家庭内）備蓄

個人（家庭内）の食糧・飲料水の備蓄は、1日・1人3食・3リットルで、最低3日（推奨1週間）分以上とし、次のようなものが望ましい。また、様々な媒体や機会を通じて家庭における備蓄の重要性、地域の助け合いの重要性について継続的に広報し、個人（家庭内）備蓄の促進・充実を図る。

- ・ 日常生活にも使え、かつ乾物類のように長期間の保存に耐えられるもの
- ・ 持ち運びが便利で、調理に手間のかからないもの
- ・ 必要最小限のエネルギーや栄養を確保できるもの
- ・ 飲料水は、保存期間の長いもの

③ **事業所内備蓄**

事業所等においても、食糧・飲料水の備蓄は最低3日（推奨1週間）分を推奨する。

④ **流通備蓄**

市の備蓄食糧が目標数量に達していない段階での発災や、目標数量に達していてもなお不足する事態、災害の長期化に備え、流通に係る事業者と協定の締結を推進し、災害時に必要な物資調達を図る。

⑤ **災害対策用備蓄**

災害対応が長期間に及ぶことを考慮し、市職員等が円滑かつ的確に災害対応に従事することができるようにするため、個人備蓄として4日以上を市役所内に確保することとし、災害対策用備蓄として3日分を確保することにより、合計1週間程度の活動ができる態勢とする。

(2) 生活必需品の備蓄

① **公的備蓄**

市が備蓄する生活必需品は、阪神淡路大震災及び東日本大震災における教訓を生かし、避難所生活者の1.2倍及び帰宅困難者分を備蓄するとともに、その他生活必需品を備蓄する。

この際、女性及び乳幼児用品にも配慮する。

② **個人（家庭内）備蓄**

市民に対し、防災の手引き、パンフレット、防災ガイド、防災教育等を通じて、非常持出品を用意しておくよう広く周知する。また、幼児、高齢者がいる家庭においては、実状及び季節に応じた品目を備蓄・用意するよう啓発する。

③ **事業所内備蓄**

事業所等においても、来客の安全確保、従業員等の安全確保及び生活に必要な物品・資機材を備蓄するように進める。この際、高齢者や障がい者のほか、乳幼児、妊産婦などの要配慮者への対応も考慮する。また、増加する外国人の来客及び従業員についての対応も考慮する。

④ **流通備蓄**

市は、流通に係る事業者と協定の締結を推進し、災害時に必要な物資調達を図る。

また、高齢者や障がい者のほか、乳幼児、妊産婦などの要配慮者についての対応も考慮する。

⑤ **災害対策用備蓄**

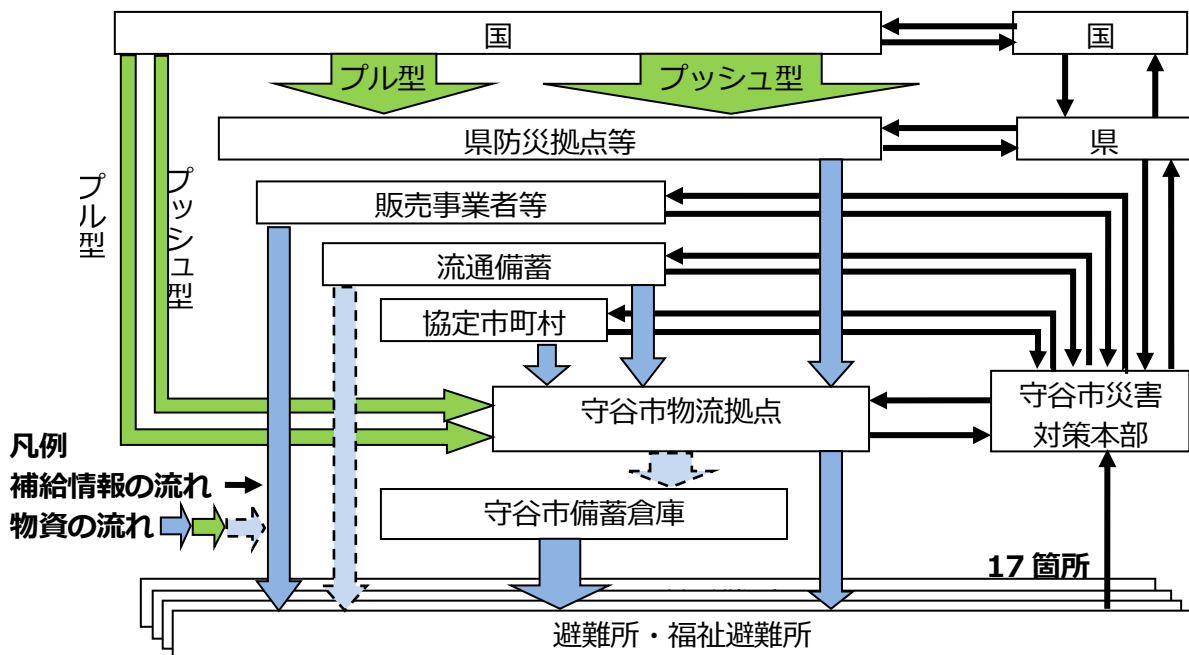
災害対応が長期間に及ぶことを考慮し、市職員等が円滑かつ的確に災害対応に従事するため、生活必需品を市役所内に確保するとともに、応急災害対応行動に必要な物品・資機材等を備蓄する。

この際、女性、乳幼児、児童等に配慮して整えるものとする。

(3) 供給体制の整備

阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、一箇所に救援物資及び国等のプッシュ型支援物資が大量に届けられ、受入れ保管及び仕分けの能力を超えたため、保管救援物資に比し狭い物流拠点に山積みになり末端までの配送が困難になった。このことから、物流拠点・備蓄倉庫の確保と物流システムの構築・運用は、公的備蓄、流通備蓄、救援物資を有機的に市民に届けるために必要である。

【物資の供給ルート】



① 備蓄倉庫

- ア 守谷市備蓄倉庫を設置し、倉庫内に公的備蓄と災害対策用備蓄を行う。
- イ 各避難所防災倉庫には、所要の生活必需品と資機材を備蓄する。

② 物流拠点と物流システム

災害時の不測事態の対処のため、複数の倉庫事業者及び物流事業者と災害時応援協定の締結を推進し、物流システムについて十分に協議するとともに、災害時の物流拠点と物流システムを確立する。

③ 輸送力の確保

輸送力を確保するため、一般財団法人茨城県トラック協会及び物流事業者等との災害時応援協定の締結を推進する。

3 応急給水・水道施設等の応急復旧体制の整備

(1) 市の体制の整備

① 飲料水・生活用水の応急給水体制の整備

上水道配水池への備蓄と災害時応援協定の締結により確保された飲料水を、市民に対し応急給水活動を行うため、上下水道事務所に備えてある給水タンクで避難所の給水活動を支援する。

また、生活用水確保のため、市内に設置している防災井戸（手押し式 13 箇所、電動ポンプ式 12 箇所）合計 25 箇所の点検を行い災害時に備える。

●「守谷市防災井戸設置状況図」（資料編：地—03—002）

② 応急給水用資機材の備蓄

市は、応急給水用資器材として浄水機、飲料水携帯袋の備蓄を進めて、給水体制の多重化を図る。

また、応急給水資材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

（2）応急給水・水道施設等の応急復旧活動の準備

① 事前の準備

災害発生に備えて、あらかじめ下記の事項を含む応急給水・応急復旧計画を作成する。

また、計画は、市職員に周知徹底するとともに、訓練を実施する。なお、水道施設の状況変化に応じ随時見直すものとする。

② 応急給水・水道施設等の応急復旧計画に記載する事項

状況に合わせ、必要事項を記載する。

ア 緊急時の指揮系統、給水拠点、水道施設の位置図、道路の図面の保管場所（同一図面の複数箇所への保管を含む。）、連絡に必要な手順等

イ 国、県、他の都道府県からの支援、自衛隊等防災機関に対する支援要請の手順

ウ 支援者に期待する役割と受入れ体制

・集結場所、駐車場所、宿泊所等

・市職員と支援者の役割分担と連絡手段

エ 市民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容

・給水拠点の位置・開設時期・表示等の情報についての徹底

・災害規模に応じた断水想定期間

・市民に求める飲料水の備蓄の量

オ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項

・派遣する支援班の指揮命令系統

・工事用資器材、食事、宿泊用品等の携行

第5 避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え

近年の災害事例において、要配慮者、特に避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いことから、特別に配慮した避難等の行動支援を積極的に推進する。

また、防災の基本である「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域での話合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人材、地域で守る」を基本とし、地域の様々な人と人とのつながりにより、平時、震災発生時を通じた支援体制づくりを推進していくことが必要となる。

項 目	担 当 課
避難行動要支援者等について	社会福祉課
社会福祉施設等の安全体制の確保	社会福祉課
在宅避難行動要支援者の救護体制の確保	社会福祉課、介護福祉課
要配慮者の安全確保	社会福祉課、介護福祉課 市民協働推進課、交通防災課

1 避難行動要支援者等について

(1) 要配慮者の範囲

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦・褥婦、難病者、外国人である。

(2) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に挙げるものとする。

- ① 介護保険法に規定する要介護認定を受けている者で、要介護3～5に該当する者
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもので級別が、1級又は2級に該当する者
- ③ 茨城県療育手帳制度運営要領の規定により療育手帳の交付を受けているもので、障がいの程度が㉠（最重度）又はA（重度）に該当する者
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので障害等級が1級又は2級に該当する者
- ⑤ 介護保険法に規定する要介護認定を受けているもので、要介護1又は要介護2のものであって認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ以上の者
- ⑥ その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

(3) 避難支援等関係者とは

避難支援関係者とは、取手警察署、守谷消防署、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会、守谷市消防団その他市長が認める団体等である。

(4) 避難支援等とは

避難支援等とは、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置である。

2 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災体制の確立

市管理の社会福祉施設においては、防災応急対応計画を作成し、防災体制を整え、職員の任務分担、動員計画及び避難誘導手順等を明確にし、震災時に備える。

また、施設入所者及び通所者（以下「施設入所者等」という。）の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）を常に把握しておく。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

市管理の社会福祉施設の責任者は、施設に設置してある MCA 陸上移動通信システムを活用して、震災時における通信手段について習熟するとともに、他の社会福祉施設との相互応援の強化、近隣の自主防災組織、ボランティア組織等との連携を図り、施設入所者等の安全確保に努める。

(3) 施設の安全性の確保

施設管理者は、窓ガラスやロッカー、キャビネット、棚等の飛散防止・落下・転倒防止措置を徹底し、防災資機材等、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や震災時における行動等についての教育を行うとともに、休日等における防災訓練や防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織と連携した合同防災訓練の実施に努める。

3 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うため、対象者を網羅した、「避難行動要支援者名簿」(以下「名簿」という。)を作成し、情報の取扱いには十分に注意するとともに、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、「個別計画」の作成に努める。

また、避難支援等関係者は、日常からの近所付き合いやコミュニケーション等を通して避難行動要支援者の情報把握に努める。

① 名簿作成に必要な個人情報と入手方法

市は、避難行動要支援者情報の収集のため、介護保険受給者台帳、身体障害者手帳交付台帳、療育手帳交付台帳、精神障害者保健福祉手帳交付台帳を活用する。

② 名簿の記載内容

名簿には、次の事項を記載する。なお、名簿の記載事項については、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

③ 名簿情報の適切な管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

④ 個別計画に記載する情報等

避難行動要支援者一人ひとりについて、名簿に記載されている事項に加え、以下の事項を記載するよう努める。

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援の方法や避難場所、経路
- ・避難支援を行う場合の留意点
- ・本人が不在で連絡がとれない時の対応

(2) 避難行動要支援者名簿情報の提供・更新

① 名簿情報の提供

ア 名簿提供に同意の場合

市は、震災の発生に備えて「守谷市避難行動要支援者登録制度実施要綱」の定めるところにより、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた避難行動要支援者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した避難行動要支援者の名簿 情報を避難支援等関係者に提供する。

また、避難支援等関係者の代表者は、市に対し「守谷市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書」を提出し、名簿の提供を受けるとともに、「守谷市避難行動要

支援者名簿受領書」（以下「受領書」という。）を提出する。

イ 名簿提供に不同意の場合

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、名簿を提供することについて同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿を提供する。

② 名簿情報の更新

市は、おおむね6箇月ごとに、名簿の更新を行い、名簿の提供を受けた者に対し、更新後の名簿を提供する。

更新後の名簿の提供を受けた者は、受領書を提出するとともに、更新前の名簿を返還する。

（3）避難行動要支援者への緊急通報等

市は、地震の発生又は発生が予測されるときは、広報車、守谷メールサービス「メールもりや」、ホームページの活用及びツイッター等様々な広報手段により、避難準備情報（要支援者避難情報）等の緊急情報を市民に提供する。

また、発令された避難準備情報（要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた市民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

【情報伝達手段】

- ① 広報車拡声器の活用
- ② 守谷メールサービス「メールもりや」の活用
- ③ ホームページの活用
- ④ ツイッターの活用
- ⑤ 守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふぉ）」の活用

（4）名簿情報の漏洩防止措置

避難支援等関係者は、名簿情報漏洩防止、その他の名簿情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、名簿の提供を受けた避難支援等関係組織の管理責任者は、名簿情報を適正に管理し、個人情報の保護に関し、名簿の取扱者を指揮監督する。

また、名簿の提供を受けた者若しくはその職員、その他の当該名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（5）避難支援等関係者の安全確保

- ① 避難支援等関係者は、提供された名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難を支援する。
- ② 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とする。
- ③ 市は、避難行動要支援者に同意を確認する際は、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」を説明する。

また、避難行動要支援者名簿に掲載し、避難支援等関係者がその情報を共有しているが、「必ず避難支援者が来て、助けてくれること」を保証するものではないということをあらかじめ理解されるよう説明する。

（6）防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発

市は、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者や、その家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、「守谷市災害時行動マニュアル」、「**守谷市避難行動要支援者避難支援マニュアル**」

及び最新の防災情報等に基づき、避難行動要支援者に十分配慮した災害時の行動及びきめ細かな防災知識の普及・啓発に努める。

4 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への災害情報の伝達

災害情報の伝達手段は一般市民と同様とし、あらゆる手段を用いるものとする。特に守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんぷお）」の普及に努めるとともに活用を進める。

また、外国人に対する言語は、やさしい日本語を基本とし、複数の外国語表記に努める。

(2) 近隣住民とのコミュニケーションづくり

震災時において緊急に避難する場合は、近隣住民との助け合いによる避難行動が重要であるため、平時から地域活動、事業所の活動を通じ、要配慮者本人及びその家族等とのコミュニケーションづくりに努める。

また、各種イベント、地区活動、地域交流会等による地域コミュニケーションづくりに努める。

(3) 避難場所・避難所等に関する啓発活動

震災時、避難する避難所、避難場所を理解し、平時から避難方法等を考えることができるように、避難場所・避難所、避難方法等について、市広報紙、市ホームページ等でPR等を行い啓発に努める。

(4) 外国人に対する安全確保の充実

① 外国人の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように平時から定期的に外国人の人数や所在の把握に努める。

② 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通して、やさしい日本語、外国語による防災に関するパンフレットの配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

③外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

市は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、相談窓口の充実を図る。

イ 外国人に優しい街づくりの促進

市は、避難場所や避難所等の避難施設の案内板等について、やさしい日本語、外国語等の併記も含めその表示を工夫し、外国人にもわかりやすいよう努める。

第6 帰宅困難者の安全確保のための備え

災害時には通勤や通学、出張、買い物、旅行等の理由などで、一時的に市内にとどまることを余儀なくされる帰宅困難者が発生することが予想され、これによる混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、市は、これらの帰宅困難者に対し関係する防災関係機関、事業所等と連携して各種対策を講ずる。

項 目	担 当 課
事前対策の普及啓発	交通防災課
交通事業者等との連携体制の整備	交通防災課
事業所等の備え	各事業所
大規模集客施設の備え	各事業所
各学校の備え	学校教育課
駅等交通施設における備え	各駅交通事業者

1 事前対策の普及啓発

地震発生時には、T X（つくばエクスプレス）及び関東鉄道常総線が不通になり、守谷駅、新守谷駅、南守谷駅周辺には、帰宅困難者が多数発生することが予想される。

このため、事業所、各学校及び交通事業者等は、日頃から一斉帰宅抑制が実効性のあるものとなるように無理に帰宅させず、事業所、各学校等にとどまり待機する、指定避難所に向かう、事業所の場合は災害時の行動方針に基づき行動する等、防災活動の一翼を担いながら帰宅の道路・交通機関の復旧を待つように啓発・周知する。

また、日頃から防災情報や周辺地域情報等の収集・確認、災害発生時の準備等、個々の危機管理姿勢についての意識及び事業所、各学校等における飲料水、食糧、毛布などの備蓄の推進について啓発・周知する。

2 交通事業者等との連携体制の整備

市は、交通事業者等と避難所の情報、鉄道・高速道路の運行・交通状況や復旧予定等の情報について適時に共有できるように、日頃から連携体制を整備する。

また、交通事業者等と災害時の対応や備蓄についての体制整備に努める。

3 事業所等の備え

（1）環境の整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（2）事業継続計画及び帰宅困難者マニュアル

事業所等は、防災計画、事業継続計画（BCP）等において、帰宅困難者対策に関する事項をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

また、具体的行動基準を定めた「帰宅困難者事業所避難行動マニュアル」の策定も合わせて促進する。

（3）安否確認方法の周知

事業所等は、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めておくとともに、従業員とその家族においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及びSNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するように周知しておく。

なお、守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんぷお）」のメニュー「防災情報」中の「災害時に利用できる情報サービス」に、各種伝言サービスを案内しており、周知に努める。

(4) 市及び自主防災組織等との連携

事業所等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前に取り決めておくなど、日頃からの連携に努めるものとする。

4 大規模集客施設の備え

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するための適切な待機や誘導に努める。

5 各学校の備え

学校における児童・生徒が帰宅できないケースは、当事者が通学により帰宅困難となる場合と、保護者等の家族が帰宅困難者となる場合がある。

また、学校の防災マニュアルに、あらかじめ帰宅困難者の具体的行動基準を定め、当該児童・生徒に周知・徹底しておく。

(1) 交通事業者との連携

学校は、日頃から児童・生徒の通学手段、家庭環境等について把握しておくものとする。

また、鉄道を使用する児童・生徒数等の情報を鉄道事業者に提供できるように努めるとともに、学校への避難等を促す支援を依頼する等、日頃からの連携に努める。

(2) 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定し、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の整備に努める。

(3) 飲料水・食糧等備蓄

各学校は、帰宅困難者の飲料水・食糧・生活必需品の確保のため備蓄を行う。

6 駅等交通施設における備え

市は、交通事業者等に対して施設の安全対策を推進するよう要請するとともに、帰宅途中の人々の安全を考慮した混乱防止のための対策をとるよう要請する。また、市は、新守谷駅における帰宅困難者は御所ヶ丘中学校、守谷駅における帰宅困難者は守谷中学校、南守谷駅における帰宅困難者は愛宕中学校の各指定避難所で支援を行うこととし、交通事業者等は駅等の利用者に対して周知し、誘導を図ることとする。

第7 燃料不足への備え

地震の発生に伴い、市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、茨城県石油業協同組合取手支部等と連携し、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等に努める。

また、地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、あらかじめ市と茨城県石油業協同組合取手支部との連絡方法を複数用意するとともに、定期的に点検を実施する。

項 目	担 当 課
燃料の調達、供給体制の整備	財政課
重要施設・災害応急対応車両等の指定	財政課
災害応急対応車両専用・優先給油所の指定	財政課
平時の心構え	財政課

1 燃料の調達、供給体制の整備

- (1) 災害発生時において可能な限り早期に市民の生活基盤の復旧を図るため、茨城県石油業協同組合取手支部等と災害時応援協定を締結し、災害応急対策に必要な車両に対する燃料の優先的供給及び供給を受ける給油所を指定しておく。
- (2) 茨城県石油業協同組合取手支部等と石油類燃料の優先供給等に関し協力を要請すべき事項
 - ① 災害対策業務に用いる車両及び機器類等への燃料供給
 - ② 避難所への燃料供給
 - ③ 庁舎及びその他の行政業務継続に必要な施設への燃料供給

2 重要施設・災害応急対応車両等の指定

- (1) 市は、災害応急対応や医療の提供を行うための重要施設及び災害応急対応車両をあらかじめ指定しておくとともに、指定車両には、ステッカー等を作成し備えておく。
- (2) 災害応急対応車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料が半分になった時点で給油することを心掛ける。また、上記の対策を含め、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに報告する。

3 災害応急対応車両専用・優先給油所の指定

- (1) 市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を、災害応急対応車両専用・優先給油所として、あらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。
- (2) 市から指定のあった災害応急対応車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知する。

4 平時の心構え

- (1) 市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、日頃から災害発生時に備えた燃料管理などの普及・啓発に努める。
- (2) 日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業者は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

第8 廃棄物・汚水処理への備え

大規模震災時には、大量のがれき、ごみ等が発生することが想定される。発生した廃棄物を適正かつ迅速に処理することにより、リサイクルを可能にして環境問題に貢献し、かつ処理費用に対する国の補助を受けることができる。しかし、不法投棄や不適切な収集、不適切な仮置き場設置・運営等により、処理が長期化すると、リサイクルは不可能となり、補助も対象外となるとともに、災害応急対応活動の妨げになる。

また、災害時、大量に発生する汚水を迅速・円滑に処理することにより避難所等における衛生環境の維持・向上及び避難生活者等の健康を維持することができる。

このため、災害時の円滑な災害応急対策活動、環境問題への貢献、適正な市の財政及び被災

市民の健康管理のため、廃棄物・汚水処理を適切に行うための備えに万全を期さねばならない。

項 目	担 当 課
廃棄物処理への備え	生活環境課
汚水処理への備え	上下水道事務所

1 廃棄物処理への備え

(1) 災害廃棄物処理計画の策定と仮置場の設定

市は、環境省による「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「茨城県廃棄物処理計画」、「守谷市一般廃棄物処理計画」及び本計画等との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する「守谷市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に備える。この際、県が示す仮置き場選定条件（「市町村災害廃棄物処理計画策定指針」29.2）に合致する守谷浄化センター敷地内に災害時廃棄物仮置場を設定する。

(2) 災害時応援協定の締結

市は、災害発生時当初、可能な限り早期に廃棄物処理活動を円滑に行うため、守谷市廃棄物収集業者等と応援協定の締結を進めるとともに、県、茨城県産業廃棄物協会、茨城県清掃協会等に応援を要請できるよう、定期的に連絡体制を確認し連携を図る。

2 汚水処理への備え

(1) 指定避難所への仮設トイレ設置と場所の指定

地震発生時には、指定避難所においては、強い揺れにより多くのトイレが使用不能になると想定される。備蓄するトイレ等を補完するため指定避難所には仮設トイレを所要量設置する。このため、平時より各小学校・中学校・高等学校と協議して、設置場所を指定するように努める。

(2) 災害時応援協定の締結

市は、災害発生時、可能な限り早期に汚水処理活動を円滑に行うため、守谷市污水回収業者等と応援協定の締結を進めるとともに、県、茨城県産業廃棄物協会、茨城県清掃協会、常総衛生組合等に応援を要請できるよう、定期的に連絡体制を確認し連携を図る。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り（自助）、お互いに助け合うという意識と行動（共助）が必要である。このため、市は、県や防災関係機関とともに、防災教育活動（公助）を推進するものとする。

また、防災対策要員（職員）は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身に付けられるよう防災教育・訓練に務めるものとする。

なお、防災教育・訓練を実施する際、要配慮者対策に十分考慮するとともに、被災時の男女の二一ズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努める。

項 目	担 当 課
防災対策要員（職員）に対する防災教育	交通防災課
市民に対する防災教育	交通防災課
児童・生徒に対する防災教育	教育委員会指導室
事業所等の防災教育	交通防災課
社会教育における防災教育	交通防災課

1 防災対策要員（職員）に対する防災教育

（1）応急対策活動に関する知識の習得

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員（職員）は、本計画及び「守谷市災害時初動対応マニュアル」及び「守谷市災害時行動マニュアル」の内容、運用等について熟知し、十分な災害対策活動ができるように努める。

（2）研修会・講習会及び訓練等の参加

市は、県、その他の防災機関が行う防災に関する研修会・講習会・訓練等に関係職員を参加させ、防災知識・技能・技術を習得させる。

2 市民に対する防災教育

市民一人ひとりが平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、共助に努めることが求められるため、自主防災意識の普及、啓発を図るよう努める。

（1）普及・啓発すべき内容

市民に対し、地震災害時の被害想定などを示しながら、その危険性を周知するとともに、以下の事項について普及・啓発を図るよう努める。

① 「自助」「共助」の推進

ア 最低3日（推奨1週間）分に相当する食糧及び飲料水等の備蓄

非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置等についての推進

イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

家具等の転倒防止、配置等見直し、ブロック塀の生垣への変更についても合わせて推進する。

- ウ 災害時の家庭内の連絡体制の確保
災害発生当初の安否確認による輻輳を回避するため災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル、ＳＮＳ、守谷市市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふぉ）」等の利用・活用で複数の手段の確保を推進する。
- エ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を推進する。

② 普及すべき防災知識の内容

- ア 家庭での予防・安全対策
- イ 注意報・警報等の発表基準と発表時にとるべき行動
- ウ 避難所及び避難場所の位置、避難時や避難場所での行動
- エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の発表基準と早期避難の重要性
- オ その他、地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報

(2) 講習会等の開催

防災をテーマにした講習会、講演会、シンポジウム等を開催し、市民に広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

3 児童・生徒に対する防災教育

(1) 発達段階に応じた防災教育

小学校・中学校・高等学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図る。

- ① 地理的要件など地域の実状に応じ、災害を想定した防災教育を行う。
- ② 災害時に一人ひとりがどのような行動をとるべきかなどについて、自ら考え学ばせる
「自律的に行動するための防災教育」や学校等を核とした地域での避難訓練、登下校など学校外も含めたあらゆる局面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難や救助に関する研修会を通じて指導者への防災教育を行い資質の向上を図る。

4 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、社会的な位置付けを認識し、従業員に対して防災研修や防災教育に努める。

5 自主防災組織、消防団等における防災士の資格取得

自主防災組織、消防団等の人員による防災士の資格取得を助成し、地域の防災リーダー等を育成するとともに、組織の拡充や防災力の向上を図る。

第2 防災訓練

震災時に迅速かつ的確な行動をとるためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報後の対応行動を訓練するなど、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していく必要がある。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。この際、より実践的な発災対応型訓練を行うことにより、訓練の結果から得られた課題、検証の結果を踏まえ、次年度へフィードバックし、修正・対応するとともに、マニュアル等の修正、仕組みや対策の具体的な見直しを行う。

項 目	担 当 課
市防災訓練の実施	交通防災課
学校施設の防災訓練	教育委員会
地域住民等の防災訓練	交通防災課

1 市防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

地震の発生を想定して、市と防災関係機関が市民と一体となり、総合的な防災訓練を実施する。

このような訓練を行うことにより、各関係機関相互及び市民と緊密な協力体制を確立するとともに、応急対策の習熟及び市民の防災意識の高揚を図る。

主な訓練内容は以下のとおりとする。

- ① 災害対策本部設置・運営
- ② 避難準備・誘導、避難所の設置・運営
- ③ 災害情報収集・伝達
- ④ 救出・救助・救護・応急医療
- ⑤ 避難行動要支援者の支援（避難所への避難等）
- ⑥ ライフライン復旧
- ⑦ 各種火災消火
- ⑧ 道路復旧・障害物排除
- ⑨ 緊急救援物資輸送・配布
- ⑩ 交通規制・交通整理
- ⑪ 炊き出し・応急給水

(2) 市職員の防災訓練

市職員の非常配備体制の確立及び行動能力向上のため、下記の内容を盛り込んで訓練を実施する。

① 訓練内容

- ア 非常参集（参集時報告含む）
- イ 本部運営
- ウ 情報収集・伝達
- エ 通信

- ② 「守谷市災害時初動対応マニュアル」、「守谷市災害時行動マニュアル」、「守谷市職員災害対処行動マニュアル」を活用した各部・各班の機能別訓練

各部・各課は、必要に応じて災害時の行動能力の向上のため、交通防災課と協力し、機能別の訓練を実施する。

2 学校施設の防災訓練

各学校長は、市及び守谷消防署の指導のもと、定期的に防災訓練を実施する。訓練の内容は避難訓練を中心とし、震災に対して沈着・冷静・迅速に行動することの必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身に付ける。

3 地域住民等の防災訓練

(1) 事業所等に対する訓練

事業所等の防火管理者は、消防法の規定に基づいて策定した消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。

また、地域の一員として、市、守谷消防署及び地域の防災組織が行う防災訓練にも積極的に参加し、各事業所の特性に応じた防災対策活動により地域に貢献することが望ましい。

(2) 自主防災組織等における訓練（発災対応型防災訓練）

各自主防災組織等は、市民の防災行動能力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び守谷消防署の指導のもと、地域の事業所とともに、年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた場合、市及び守谷市消防署は関係機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

第 4 章

第4章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

市は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

実施項目	担当班
職員の配備と動員	災害対策本部事務局統括班, 総合対応部総務班
災害対策本部の設置等	災害対策本部事務局統括班

第1 職員の配備と動員

迅速、的確に状況を判断して意見具申を実施し決心を促す。職員は、マニュアルどおり速やかに参集し、災害対策本部、作業所等を開設し、各部長、各班長の指揮下に入る。

- 【実施業務内容】
- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)
 - 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第1節 第1)

第2 災害対策本部等の設置等

警戒本部又は災害対策本部等の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

- 【実施業務内容】
- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)
 - 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第1節 第2)

【防災の施設等の配置】

- 「守谷市防災施設等配置地図」(資料編：地—03—005)

第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告

災害直後の災害情報及び関係機関からの活動情報は、応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。

このため必要な通信・情報手段を確保し、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、それを的確に分析し活用しなければならない。また、県、関係機関等に対する報告、市民等に対する広報等は、機を失せず適時・適切に実施する。

実施項目	担当班
情報の収集・伝達・報告	災害対策本部事務局情報班, 総合対応部広報・報道班
被害情報等の収集・集約・分析	災害対策本部事務局情報班, 総合対応部広報・報道班
通信・情報手段の確保	災害対策本部事務局情報班, 災害対策本部事務局統括班
広報活動	総合対応部広報・報道班

第1 情報の収集・伝達・報告

災害時の情報は、全ての基本となるので、その収集・伝達を、迅速・正確・多角的に実施するとともに、適時・確実に報告を実施する。

- 【実施業務内容】
- 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第1)

第2 被害情報等の収集・集約・分析

被害情報の収集・集約・分析は、応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。このため迅速・正確・多角的に被害情報を収集し、その情報を一元的に活用するため情報集約を実施する。また、的確にこれを分析し活用するとともに、適時・適切に報告・報道を実施する。この際、特に72時間内を重視する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第2)

第3 通信・情報手段の確保

発災時において、通信・情報手段の確保、速やかな予備手段への移行は、適時・的確な指揮のために重要である。このため現状を的確に把握し、迅速に対処するとともに、確実な運用に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第3)

第4 広報活動

発災時、情報不足による混乱等の発生を防止し、安定した秩序を早期に回復させるため、あらゆる手段(HP, SNS, エリアメール, 防災情報伝達機器, 広報紙, TV, ラジオ, 新聞, 広報車等)を講じて適時正確な情報を市民、報道機関に提供する。この際確実に提供されているかの確認にも留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第4)

第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援

大規模災害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な労力と諸機材等を必要とすることから、市は、市の行政機関だけでは対応が不十分となり、関係機関等への要請が必要と判断した場合、躊躇し時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意するとともに、関係機関等と協力し、円滑な受入れ体制を確保する。

実施項目	担当班
自衛隊派遣要請・受入体制の確保	災害対策本部事務局統括班
応援要請・受入体制の確保	災害対策本部事務局統括班
防災関係機関等との連携	災害対策本部事務局統括班

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

市独自で災害応急対応活動が不可能で、必要と判断した場合、市長は知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。必要とする災害派遣部隊の編制・装備に応じLO(リエゾン・オフィサー)と良く調整し受け入れ体制を確保する。この際、市の状況を的確に把握・分析し、支援内容を調整する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第1)

第2 応援要請・受入体制の確保

災害が発生した場合において、市の行政機関だけでは対応が不十分であり、市長が必要と判断した場合は、災害対策基本法、各種協定等に基づき、他の機関に応援を要請し、災害応急対応活動等に万全を期する。

この際、必要人員・必要機材等を的確に見積り、状況に応じた応援先を検討・要請し、円滑に受け入れるとともに、応援部隊等との密接な連携及び管理について留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第2)

第3 防災関係機関等との連携

災害が発生した場合において、市の行政機関だけでは対応が不十分であり、要請が必要であると判断した場合、災害対策基本法、各種災害時応援協定等に基づき、応援要請し、早期に市民生活を安定させるため、円滑で安定した災害応急対応活動及び迅速な復旧活動を行う。この際、防災関係機関等との情報共有と意思の疎通に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第3)

第4節 被害軽減対策

実 施 項 目	担 当 班
緊急輸送手段の確保	災害対策本部事務局物資調達・配送班, 財政班
物流拠点の確保・運用	災害対策本部事務局物資調達・配送班
消火, 救助・救急活動	—
1 消火活動	消防部消防班, 災害対策本部事務局総括班
2 救助・救急活動	災害対策本部事務局総括班, 災害対策本部事務局情報班, 消防部消防班
医療救護活動	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
対応能力向上活動	—
1 職員活用計画	総合対応部総務班, 災害対策本部事務局財政班, 福祉・救護・避難支援部避難所班
2 職員補充計画	総合対応部総務班
3 24時間勤務体制移行計画	総合対応部総務班
4 職員の健康管理及び安全管理	総合対応部総務班, 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
財政措置	災害対策本部事務局財政班
燃料確保計画	災害対策本部事務局財政班
二次災害の防止策	生活基盤対応部土木班, 生活基盤対応部建築班

第1 緊急輸送手段の確保

発災時、緊急輸送需要が急激に増加するため、需要に対応する輸送手段・輸送量の確保に努めなければならない。このため、的確に需要を見積り計画し、応援要請の調整を積極的に実施し、十分な輸送手段を確保する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第1)

第2 物流拠点の確保・運用

発災時、国、県からのプッシュ型支援を有効に活用するためには、物流システムを保有する物流拠点を早期に確保しなくてはならない。このため物流状況の的確な把握と円滑な物流システムの運営に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第2)

第3 消火、救急・救助活動

1 消火活動

災害による火災に対し、初期消火活動と連携し効果的かつ組織的な消火活動を行うとともに、状況を適時に把握し、応援を要請する。この際応援部隊等との情報の共有、協力体制の確保に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第3-1)

2 救急・救助活動

人的被害を極小にするため意志を強く持ち、あらゆる関連機関等と協力し救急・救助活動を実施する。この時 72 時間タイムリミットを念頭に置くとともに、関連機関等との意思の疎通、情報共有に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第3-2)

第4 医療救護活動

災害による多数のけが人等に対して迅速かつ的確にあらゆる医療機関等と連携し救急医療活動を推進することが重要であるため、発災直後直ちに応急医療体制及び後方支援体制の確立に努め、搬送手段を確保する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第4)

第5 対応能力向上活動

1 職員活用計画

災害時、不足する職員の数と能力を効果的にかつ十分に活用することが重要である。本市において約45%が女性職員であることから、災害時でも後顧の憂いなく働ける環境を整え、男女協働に徹し、市民の安寧のため尽力することが重要である。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-1)

2 職員補充計画

災害時、職員の不足を補完するため、各種支援を受け入れるほか、経験値の高いOB職員を非常時職員として登録し招集するとともに臨時職員を雇用する等は、的確な災害応急対応活動及び早期の復旧のために人材確保手段として有効である。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-2)

3 24時間勤務体制移行計画

徐々に職員の勤務時間を通常に回復させるとともに、応急対応活動を継続的に行うため早期に24時間勤務体制に移行する。この際業務処理力の維持と迅速な応急対応に留意し、市民の生活安定に寄与する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-3)

4 職員の健康管理及び安全管理

災害時、十分な力を発揮し市の応急対応・早期の復旧を実施するため、災害時でも後顧の憂いなく働ける環境を整えるよう、職員の家族を含めた安否を確認するとともに、職員を状況に合わせ適正に配置し、健康管理及び安全管理を適切にして職員を確保することが肝要である。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-4)

第6 財政措置

正確に災害状況、各部、各班の状況を把握するとともに、国、県、金融機関と密接に連携し、適正に財政措置を講じる。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第6)

第7 燃料確保計画

災害時の応急対応活動を円滑に実施するため、緊急車両・市役所用車両、非常電源及びボイラー用燃料の確保は必須である。このため平時から事業所等と調整契約し、複数の連絡手段を確保するとともに、計画的な調達・使用及び的確な統制に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第7)

第8 二次災害の防止策

災害時の応急対応活動を実施している時又は避難生活時等において、二次災害発生を防止するため、早期に対策を講じ安全を確保しなくてはならない。この時、関係機関等との連携を重視する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第8)

第5節 避難対策

実 施 項 目	担 当 班
避難誘導	災害対策本部事務局統括班、災害対策本部事務局情報班、総合対応部広報・報道班、福祉・救護・避難支援部各班、教育部各班、消防部消防班
施設利用者の安全対策	各部、各課
避難所運営	福祉・救護・避難支援部避難所班
避難生活における健康の確保	—
1 保健師活動	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
2 防疫対策	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
3 食品衛生の確保	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
4 精神保健対策	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班

第1 避難・誘導

大規模災害の発生、又は発生の恐れがある場合は、市民の安全を確保するため、市職員、取手警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、迅速・的確に避難誘導を行う。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第1)

第2 施設利用者の安全対策

大規模災害の発生、又は発生の恐れがある場合は、各施設の利用者の安全を確保するため迅速・的確に避難誘導を行う。この時、災害状況を適切に判断する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第2)

第3 避難所運営

被災した市民を早期に安全な避難所に避難させるため、各自治会（防災組織）等と協力し避難所を開設する。この時、安心して避難ができるよう努めるとともに、市民による安定した運営ができるように協力・指導する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第3)

第4 避難生活における健康の確保

1 保健師活動

災害時、保健師活動をもって被災者の健康を維持・管理することは、避難生活で必要不可欠な事

項であり、復興を目指し力を維持するための重要な活動である。この際、きめ細かなケアと医療機関等との密接な連携に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-1)

2 防疫対策

災害時、防疫対策を万全に実施し、感染症等の発生を予防し、侵入を防止する。この際、保健所と連携し、計画的な防疫活動と丁寧な環境保全を推進させるとともに、市民に対する広報に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-2)

3 食品衛生の確保

災害時、避難所の食品衛生状況等を的確に把握し、計画を策定するとともに、竜ヶ崎保健所及び竜ヶ崎食品衛生協会と連携し食品衛生を確保する。この際、被災者に対しきめ細かな衛生指導とルール作成指導に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-3)

4 精神保健対策

災害時、被災者等は被災状況により様々な精神的なダメージも大きく受け、長く強いられる。このため関係機関等と連携し適切なケアに心掛けなければならない。さらに職員についても被災者であり、奉仕者でもあるため、同様なダメージを受けている職員が存在する場合があるため、職員のケアについても留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-4)

第6節 被災者生活支援

実 施 項 目	担 当 班
被災者への広報活動	総合対策部広報・報道班
生活物資の供給	—
1 食糧等の供給	災害対策本部事務局物資調達・配送班
2 飲料水の供給	上下水道部応急給水班
3 生活必需品の供給	災害対策本部事務局物資調達・配送班
要配慮者支援対策	—
1 要配慮者支援対策	福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班, 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
2 要配慮者支援対策(外国人)	福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班
応急教育・保育等対策	—
1 応急教育対策	教育部教育1班
2 応急保育等対策	福祉・救護・避難支援部避難所班

災害ボランティア活動支援	福祉・救護・避難支援部ボランティア支援班
帰宅困難者対策	福祉・救護・避難支援部避難所班
ペット保護対策	福祉・救護・避難支援部避難所班

第1 被災者への広報活動

発災後、被災者の不安、混乱等を防止するため、市による広報活動は重要な活動の一つである。このため、あらゆる手法において適時適切に実施するとともに、被災者ニーズを正確に把握することが重要である。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第1)

第2 生活物資の供給

1 食糧等の供給

発災時、被害状況を的確に把握し、備蓄食糧等及び国・県からのプッシュ型支援でも、なお不足する食糧等を、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力を調整する。

この際、経過する時間とニーズもできる限り考慮する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-1)

2 飲料水の供給

発災時、被害状況を的確に把握し、備蓄飲料水等及び国・県からのプッシュ型支援があっても、なお不足する飲料水等を、県、近隣市町村、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力を調整する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-2)

3 生活必需品の供給

発災時、的確に所要量を見積り、国・県からのプッシュ型支援があっても、なお不足する生活必需品を、県、近隣市町村、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力・保管力も調整する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-3)

第3 要配慮者支援対策

1 要配慮者支援対策

発災時、各関連機関等と相互に連携を取りつつ必要な措置を適切に実施しなければならない。この際、平時における計画の周知徹底に努めるとともに、発災時の臨機な対応が必要である。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第3-1)

2 要配慮者支援対策(外国人)

発災時、各関連機関等と相互に連携を取りつつ必要な措置を適切に実施しなければならない。この際、平時からの外国人の状況等を的確に掌握するとともに、発災時の臨機及び親身な対応が重要である。なお、状況(対象人員等)に応じて、必要な事項について支援対策を行うとともに、広域での対応についても検討する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第3-2)

第4 応急教育・保育等対策

1 応急教育対策

第4章 災害応急対策計画

発災時、児童・生徒の安全を確保し、的確な情報収集と状況判断のもと組織的な安全対策を講じるとともに、施設の安全を確保し応急教育開始の準備を進め教育の再開に努める。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第6節 第4-1）

2 応急保育等対策

発災時、乳幼児の安全を確保し、的確な情報収集と状況判断のもと組織的な安全対策を講じるとともに、施設の安全を確保し応急保育等の準備を進めつつ保育等の継続・再開に努める。また、並行的に「職員活用計画」に基づき、職員の乳幼児・児童の保育等を行う。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第6節 第4-2）

第5 災害ボランティア活動支援

災害時、多くのボランティアが集まり、大きい力を発揮することが期待できる。このため、各種能力のあるボランティアが被災者のために効果的な活動ができるよう、社会福祉協議会、関係団体等と密接に連携・協力して、積極的に活動を支援する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第6節 第5）

第6 帰宅困難者対策

発災時、守谷市においては、地域特性上、時間帯により、多数の帰宅困難者が発生する。このため、公共交通機関と連携し対応するとともに、一時避難のため、食糧等・飲料水の備蓄を平時より用意する。この際、適時・的確な情報提供と一斉帰宅の抑制の啓発に努める。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第6節 第6）

第7 ペット保護対策

発災時、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、市は、動物愛護の観点から関係機関等との協力体制を確立し、被災ペットの保護及び適正飼養に努める。この際、避難所の適切な衛生管理に留意する。（対象は、基本的に飼い主のいるペット及び保護要請がある場合とする。）

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第6節 第7）

第7節 災害救助法の適用

実 施 項 目	担 当 班
災害救助法の適用	災害対策本部事務局財政班

市内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。この際、関係各班と密接に連携し、早期に被災情報を的確に把握分析し適用基準に照らし合わせ申請する。また、県との適時かつ円滑な調整にも留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第7節）

第8節 応急・復旧・事後処理

実施項目	担当班
住宅応急対応策	生活基盤対応部建築班
ライフライン施設の応急復旧	生活基盤対応部土木班, 上下水道部応急給水班, 上下水道部下水道班, 災害対策本部事務局情報班
清掃処理	—
1 廃棄物処理	生活基盤対応部がれき処理班
2 汚水処理	上下水道部下水道班
交通の確保・障害物の除去	—
1 道路交通の確保	生活基盤対応部土木班
2 鉄道交通の状況把握等	災害対策本部事務局物資調達・配送班
3 路上障害物の除去	生活基盤対応部土木班
行方不明者捜索	災害対策本部事務局統括班, 消防部消防班
遺体処理, 火葬, 埋葬	総合対応部市民相談窓口班

第1 住宅応急対応策

被災した建築物, 宅地の応急危険度判定を速やかに実施し, 被災後の人命に係る二次災害を防止するとともに, 住宅の応急修理支援, 仮設住宅の設置等を速やかに実施する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第1)

第2 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設は市民生活の動脈であるため, 市は被災状況を的確に把握し, 迅速に担任する復旧計画を作成し復旧作業にとりかかり, 早期の復旧を目指さなければならない。この時, 復旧状況の細やかな広報に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第2)

第3 清掃処理

1 廃棄物処理

災害時に大量に発生するゴミ・がれき等を, 法令に基づき適正かつ迅速に処理することにより, リサイクル等に貢献するとともに, 国からの補助金の受給が可能となる。また, 被災者の衛生的・精神的環境を維持できる。この際, 「守谷市災害廃棄物処理計画(震災編)」に基づき業務を行うとともに, 関係機関等との密接な連携と市民への適時的確な広報に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第3-1)

2 汚水処理

汚水処理は, 災害時においても生活の基盤であることから, 被災状況を的確に把握し所要量を確実に見積り迅速に処理する。この際, 関係業者等と密接に連携するとともに, 柔軟な対応が重要である。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第3-2)

第4 交通の確保・障害物の除去

1 道路交通の確保

災害による交通遮断から緊急救援活動の道路交通を確保するため、道路の安全を確保し緊急輸送道路を確保するとともに、迅速に応急復旧を実施し道路交通を確保する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-1)

【緊急輸送道路】 ●「守谷市防災施設等(避難所, 避難場所, 緊急輸送道路)配置地図(地-03-005)」

2 鉄道交通の状況把握等

災害による被災した鉄道交通の状況を、事業者との意思の疎通を図り被害状況を把握する。この際、正確な復旧状況の把握による正確な広報に努める。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-2)

3 路上障害物の除去

災害による発生した路上の障害物は、早期に除去し緊急輸送道路の確保に努め、安全復旧に寄与する。この時、関係機関・事業所との情報共有・連携を密接にする。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-3)

第5 行方不明者捜索

災害による行方不明者を早期に捜索するとともに、生存している場合は、救出し救命を行う。この際、二次被害の発生防止を念頭に置き任務を遂行するほか、県に対する報告及び広報・報道に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第5)

第6 遺体処理, 火葬, 埋葬

遺体処理, 火葬, 埋葬にあたっては、医療機関, 警察と連携し、遺族, 斎場と調整し円滑に実施する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第6)

第 5 章

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活の安定

実施項目	担当班
り災証明書の発行	総合対応部市民相談窓口班, 各部, 各班 災害対策本部解散後の担当各部・各課
住宅等被害認定調査	市民相談窓口班 災害対策本部解散後の担当各部・各課
災害義援金品の配布	災害対策本部事務局財政班, 災害対策本部事務局物資調達・配送班, 社会福祉課
被災者支援対応	総合対応部市民相談窓口班, 各部, 各班, 総合対応部広報・報道班, 社会福祉課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課
生活資金の支給・融資	福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班, 社会福祉課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課
被災者生活再建支援制度の適用	福祉・救護・避難支援部避難所班 社会福祉課
中小企業等の再建支援	災害対策本部事務局物資調達・配送班, 経済課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課

第1 り災証明書の発行

市は、被災した市民のため、住宅等被害認定調査結果に基づき「り災証明書」を遅滞なく発行する。この際、状況により復興プロジェクトへの申し送りを確実にし、混乱を回避する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第5章 第1節 第1）

第2 住宅等被害認定調査

災害により被災した建築物について、被害状況を的確に把握し、市としての体制を十分に確保し被害認定調査を実施して、速やかになり災証明書の交付に資するとともに、実施状況等を的確に市民に広報し市民の安心を獲得する。この際、関係機関等と綿密に連携を図り円滑かつ迅速に業務を推進する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第5章 第1節 第2）

第3 災害義援金品の配布

大規模災害時には、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関・団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分を講じる。この際、適正な受付、迅速かつ効果的な配分に留意する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第5章 第1節 第3）

第4 被災者支援対応

災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るとともに、離職を余儀なくされた被災者に雇用対策を積極的に推進していくものとする。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第5章 第1節 第4）

第5 生活資金の支給・融資

大規模災害時には、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市及び守谷市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を支援するため、県、県社会福祉協議会、関係機関・団体等と協力し、災害弔慰金等の支給及び貸付け等の措置を講じる。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第5)

第6 被災者生活再建支援制度の適用

災害において住宅全壊世帯数が一定基準以上になった場合等、法に定める基準を満たした場合に「被災者生活支援法」を適用し、支援金を支給することにより生活の再建を支援し、もって市民の生活安定と被災地の速やかな復興に資する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第6)

第7 中小企業等の再建支援

災害において被災した中小企業に対し、国、県並びに金融機関が行う金融特別措置について広報及び再建支援等を実施し、もって市民の生活安定と被災地の速やかな復興に資する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第7)

第2節 公共施設の災害復旧

実 施 項 目	担 当 班
公共施設の災害復旧	災害対策本部事務局財政班, 各部, 各班 災害対策本部解散後の各部・各課

災害復旧は、被災施設等の原形復旧に合わせ将来の災害に備える事業計画を確立し、早期復旧を目標にする。このため、災害応急対策を講じた後、的確に被害状況を調査・把握し、財政援助・助成計画と合致させるとともに、関係機関と十分に連携し事業を推進する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第2節)

第3節 激甚災害の指定

実 施 項 目	担 当 班
激甚災害の指定	総務部財政課 震災復興対策本部(仮称)

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が制定された。このため、本市に大規模な被害が生じた場合は、法による援助・助成を受けて適切な復興事業を推進する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第3節)

第4節 復興事業の推進

実 施 項 目	担 当 班
復興事業の推進	総務部企画課，総務部総務課，総務部秘書課 都市整備部都市計画課，震災復興対策本部(仮称)

災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には，迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧と違い，被災前の地域の抱える課題を解決し，被災を契機に都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改善する事業と位置付けられる。このため復興事業は，市民や企業，その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するため，被災後速やかに復興計画を作成し，関係する主体との調整及び合意形成を行い，計画的な復興事業を推進する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第5章 第4節）

守 谷 市 地 域 防 災 計 画（地震災害対策編）

発行年月 平成 30 年 4 月
 平成 31 年 月 改訂版

編集発行 守 谷 市 防 災 会 議

事 務 局 守谷市役所
 〒302-0198
 茨城県守谷市大柏950番地の1
 生活経済部 交通防災課
 電話 0297（45）1111（内線140）
 <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>
